目　次

国際労働移動とジェンダー　3

国際労働移動をジェンダー視点で読む
――gender and migration 研究領域の形成・展開・意義

伊藤るり …… 6

送り出し国フィリピンから考える国際労働移動とジェンダー

小ヶ谷千穂 …… 13

ケアの未来と外国人労働者

小川玲子 …… 21

コメント　31

ディスカッション　36

国際労働移動とジェンダー

日　時：2019 年 11 月 23 日（土）13:30-17:00
場　所：北海道大学　文系共同講義棟　8 番教室

近年、少子高齢化に伴う人手不足を背景として様々な分野で外国人労働力への期待が高まっています。その 1 つが介護・家事などのケア労働・再生産労働の分野です。外国人労働力の受け入れを積極的に進めてきた諸外国では、ケア労働・再生産労働を女性外国人労働者に大きく依存する構造がありますが、近年は日本にも同様の動きが見られます。女性外国人労働者の増加は、家族関係や職場でのハラスメントなど、様々な問題を浮上させます。本シンポジウムでは、この問題に関する研究史を知り、諸外国の事例に学び、そして日本の現状をふまえながら、国際労働移動とジェンダーの関わりについて考えたいと思います。

講演者紹介

伊藤るり（いとう るり）

津田塾大学総合政策学部教授。専門は国際社会学、国際移民のジェンダー分析。最近 10 年ほどは、パリで就労するフィリピン人家事労働者の生活・就労の実態、ならびに ILO の「家事労働者のためのディーセントワーク条約」と各地の家事労働者運動に関する研究を行っている。主な編著書に『家事労働の国際社会学』（編著、人文書院、2020 年）、『ジェンダー研究を継承する』（共編著、人文書院、2017 年）、『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉』（共編著、作品社、2008 年）ほか。

小ヶ谷千穂（おがや ちほ）

フェリス女学院大学文学部教授。専門分野は、国際社会学、国際移動とジェンダー研究。主著に、『移動を生きる ――フィリピン移住女性と複数のモビリティ』（有信堂高文社、2016 年）、『国際社会学』（共編著、有斐閣、2015 年）、「ローマで働くフィリピン人男性移住家事・介護労働者の職業観とジェンダー ―― 移動する家族の物語から考える」（『女性労働問題研究』第 62 号、2018 年）など。

小川玲子（おがわ れいこ）

千葉大学社会科学研究院准教授、千葉市男女共同参画審議会委員、移民政策学会理事。専門分野は、社会学、移民研究。近著に、*Gender, Care and Migration in East Asia*（Palgrave Macmillan, 2018, 共編著）, *Women, Work and Care in the Asia-Pacific*（Routledge, 2017, 共著）、Guest Editor, Special Issue on Migration and Care Work, *Asia Pacific Journal of Social Work and Development*（2017）など。

コメンテーター

館田晶子（北海学園大学法学部教授）

安部由起子（北海道大学経済学研究院教授）

司会

水溜真由美（北海道大学大学院文学研究院准教授、同応用倫理・応用哲学研究教育センター運営委員）

北海道大学大学院文学研究院 応用倫理・応用哲学研究教育センター主催　公開シンポジウム

国際労働移動とジェンダー

開会・挨拶

（水溜）　時間になりましたので、シンポジウムを始めさせていただきます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、北海道大学大学院文学研究院の水溜真由美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、山本研究院長が体調不良のため欠席となりましたので、北海道大学大学院文学研究院教授でセンター運営委員の瀬名波栄潤よりご挨拶をさせていただきます。

（瀬名波）　皆さま、シンポジウム『国際労働移動とジェンダー』にご来場いただき、誠にありがとうございます。

本シンポジウムは、北海道大学大学院文学研究院内に設置されております「応用倫理・応用哲学研究教育センター」が主催しております。本日は、本研究院長である山本文彦が、皆さまにご挨拶申し上げる予定でおりましたが、体調不良で急遽出席がままならなくなりました。また、蔵田伸雄センター長もあいにく出張中でありまして、代理の挨拶ができません。そこで、センター運営委員であり、ジェンダー・セクシュアリティ部門の一員である、この瀬名波が、本センターについてご説明をすることで挨拶に代えさせていただきたく存じます。

本センターは、2007 年、当時の文学研究科内の研究教育センターとして創設されました。発足時の名称は、『応用倫理研究教育センター』でしたが、去年から「応用哲学」を加え、『応用倫理・応用哲学研究教育センター』として新たなスタートを切っております。

その間、2008 年には、ジェンダーに関わる研究教育のプラットフォーム、つまり発信拠点として、本センターの活動に「ジェンダー部門」が誕生しました。その起点は、2004 年から 2010 年までの 6 年間の本学の諸課題を策定する「第1期中期目標・中期計画」の「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」で、「ジェンダーに関する研究教育、（中略）を総合的に推進する体制の構築を図る」との文言が記されたことで、それが大きな推進力となりました。

その後、「セクシュアリティ」を加えて、「ジェンダー・セクシュアリティ部門」となり、教育つまり学内の全学・学部・大学院の授業科目開講だけではなく、研究及び社会貢献の一環として、小規模な研究会から大規模な国際シンポジウムを毎年企画し、開催してまいりました。ジェンダー関連の公開シンポジウムとしては、「性差医療」、「DV のメカニズム」、「老いとテクノロジー」、「ワーク・ライフ・バランス」、「ジェンダーと教養」などがあります。

本日の『国際労働移動とジェンダー』は、第 13 回目の公開シンポジウムとなります。司会を務めますセンター員の水溜真由美が、長期にわたって企画してまいりました。シンポジウムのテーマだけでなく、プログラムそして講師の人選など、現在必要とされている課題を、最新の内容と研究分析で紹介することに

なると思います。

今日のこの日が、「勤労感謝の日」と重なりましたことは、僕自身は複雑な心境です。シンポジウム終了後、皆さまは、この「国民の祝日」をどのようにお受け止めになるのでしょうか。

それでは、あらためまして、本日研究院長が皆さまに挨拶できないことを大変申し訳なく、お詫び申し上げます。会場の皆さまにおかれましては、研究院長の欠席をお許しいただき、是非とも本日のシンポジウムで得る知見を、今後に生かしていただきたいと望んでおります。

最後に、登壇を御快諾いただいた諸先生方に心より御礼申し上げますと同時に、ご来場いただきました会場の皆さまには篤く感謝いたしまして、挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございます。(拍手)

シンポジウムの趣旨説明

(水溜) 続いて私のほうから、本日のシンポジウムの趣旨説明をさせていただきます。タイトルは「国際労働移動とジェンダー」です。具体的には、家事、介護といった再生産労働部門で働く女性の外国人労働者、移住労働者の問題にスポットを当てます。

ご存じのように、近年、日本では高齢化に伴って様々な分野で人手不足が深刻化しています。この状況を外国人労働力の受け入れ拡大によって解消、緩和するという目論見の下に、昨年秋に入管法が改正され、今年の4月より新入管法が施行されました。大きな変更点は「特定技能」という新しい在留資格を設けて、対象となった業種に外国人労働者を受け入れるというものです。従来日本政府は外国人の非熟練労働力の導入を認めない方針をとってきましたので、この動きは大きな政策転換だと評価されています。

もっとも、これまで日本に単純労働を担う外国人労働者が存在しなかったわけではありません。ご存知のように、日本の技能実習制度は実質的には非熟練労働力の供給制度として機能しています。また、「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者」などの「外国人」が様々な分野で働いています。さらに最近では、留学生も居酒屋、ドラッグストア、コンビニエンスストアなどの労働力として重要な役割を果たしています。先月、プレ企画として、カトリック札幌司教区職員で難民移住移動者委員会担当の西千津さんに「北海道を支える外国人女性たち ── 手探りの支援の現場から」というタイトルでご講演をいただきましたが、今日、道内で多くの外国人が働いていることを認識する良い機会となりました。

このように、近年、日本社会全体が外国人労働力への依存を強めつつありますが、本日のシンポジウムでは、特に、家事、介護といった再生産労働分野で働く女性を中心とする外国人労働者に注目します。日本の外に目を向けますと、先進国・新興国では、女性を中心とする外国人労働者、移住労働者が家事、介護などの再生産労働を担う状況がかなり以前から見られます。一方、日本では、家事、育児、介護は親密圏において女性が無償で果たすべき役割とする考え方が今日に至るまで根強くあり、再生産労働の市場化は抑制的でした。といっても、もちろん介護や育児・保育については急速に社会化が進んでおり、このうち介護については、人手不足が深刻化する介護労働の担い手を外国人に求める動きが生じています。他方で、外国人が一般家庭の家事を直接担うような状況はまだ限定的と言えますが、社会の変化に伴って、今後、家事労働の部門にも外国人労働力が参入する動きが広がることが予想されます。

本日のシンポジウムでは、このような日本の現状をふまえつつ、グローバルな状況にも目を向けたいと

思います。一方で、どのような国から、どのような背景の下で、どのような労働者が日本にやって来るのかという点について、考えてみたいと思います。他方で、送り出し国、受け入れ国を含めて、大規模な労働力移動が行われるグローバルな動向にも目を向けたいと思います。

本日のシンポジウムの進行についてですが、まず国際労働移動とジェンダーの関係、および外国人労働者と再生産労働の関係について、先駆的なご研究をされている3人の研究者の方にご講演をいただきます。伊藤るり先生には「国際労働移動をジェンダー視点で読む ── gender and migration 研究領域の形成・展開・意義」というタイトルで、国際労働移動のグローバルな動向について、ジェンダーの視点から、これまでの研究史をふまえつつお話しいただきます。小ヶ谷千穂先生には「送り出し国フィリピンから考える国際労働移動とジェンダー」というタイトルで、再生産部門の労働力の主要な送り出し国の一つであるフィリピンの状況についてお話しいただきます。小川玲子先生には「ケアの未来と外国人労働者」というタイトルで、諸外国との比較の視点をふまえながら、日本における外国人のケア労働者の受け入れについてお話をいただきます。

3人の先生方からご講演をいただいた後、休憩をはさんで、館田晶子先生、安部由起子先生からコメントをいただきます。その後、コメントに対する講演者からのリプライ、会場からの質疑応答という形で進めたいと思います。会場からの質疑応答は、時間の関係上、質問票にお答えいただくという形をとりたいと思います。質問票は休憩時間に回収させていただきます。

講　演

（水溜）　それでは、講演の部に移りたいと思います。

まず伊藤るり先生から、「国際労働移動をジェンダー視点で読む ── gender and migration 研究領域の形成・展開・意義」というタイトルでご講演いただきます。

伊藤先生は、津田塾大学総合政策学部教授でいらっしゃいます。ご専門は、国際社会学、国際移民のジェンダー分析です。最近10年ほどはパリで就労するフィリピン人家事労働者の生活・就労の実態、並びにILOの「家事労働者のためのディーセント・ワーク条約」と各地の家事労働者運動に関する研究をされています。主な編著書に『ジェンダー研究を継承する』[1]、『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉』[2]などがあります。

1　佐藤文香・伊藤るり編『ジェンダー研究を継承する』人文書院、2017年。
2　伊藤るり・足立眞理子編『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉── 再生産領域のグローバル化』作品社、2008年。

国際労働移動をジェンダー視点で読む
── gender and migration 研究領域の形成・展開・意義

伊藤るり
津田塾大学総合政策学部教授

ご紹介いただきましたように、私はもともとフランス地域研究から出発し、その後、国際移民とジェンダーを中心とする国際社会学を専門とするようになりました。目下の関心は移住家事労働者の問題で、パリで働くフィリピン人家事労働者の就労と生活実態について調査しています。

今日は「国際労働移動をジェンダー視点で読む」というテーマで、“gender and migration”と海外でも呼ばれる研究領域の沿革とその意義について、かいつまんでお話ししたいと思います。話の流れとしては、最初に導入を置き、その上で本論を二つに分け、前半では 1970 年代から 2000 年ぐらいまでのあいだにこの研究領域がどのような背景で立ち上がってきたか、また後半で 2000 年以降の、より最近のフェーズについてお話しすることになります。

さて「国際労働移動とジェンダー」といっても、これは一見して専門家の狭い関心事であって、一般社会にどうかかわるのか、という疑問を持たれるむきもあろうかと思います。そこで、最初にエピソードを一つ取り上げさせてください。

はじめに ── 上野×移住連論争（2017）が示すこと

2 年ほど前になりますが、2017 年に中日新聞が「建国記念日特集」を組みました[1]。特集は「21 世紀の日本社会はどうあるべきか」をテーマに 3 人の論者が持論を述べるというもので、その一人が日本を代表する社会学者の上野千鶴子さんでした。記事のタイトルは「平等に貧しくなろう」という興味深いものでした。

要約すると、高齢化と人口減少のフェーズに入っている日本には、移民を入れて活力のある社会を作るか、あるいは入れないで平等に貧しくなるか、そのどちらを取るかという二択の問題がある。上野さんは「日本は、多文化共生に耐えられない社会である。すなわち単一民族神話というものが強固であって、多民族社会にはとても耐えられないであろう」から、「平和に衰退していく社会のモデルを目指せばよい」という見解を示しました。

この意見に対して、各地の移住者支援 NGO が集まる「移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）」（私もその会員です）の中の「貧困対策プロジェクト」から公開質問状が出され、「事実誤認と偏見に基づくものであり、排外主義的な論理に取り込まれてしまっているのではないか」という批判がなされました。この論争は広範囲に注目を集め、移住連だけでなくさまざまな論者とのやりとりも何度もありました

1 「考える広場　この国のかたち　3 人の論者に聞く」『中日新聞』2017 年 2 月 11 日朝刊。

が、今日の短い時間ではとてもご紹介できません。関心のある方は、「ウィメンズ アクション ネットワーク（WAN）」のサイトで議論の内容を見ることができます。

ここで注目したいのは、上野さんの2月16日付の発言です[2]。「私（上野）は、ケア労働者や家事労働者の不足 ── これを、上野さんは『日本の女性が抱える問題』と言われたわけですけれども ── が、外国人労働者への負担の転嫁を通じて解決されることをよしとしません」、あるいはまた「日本の女性が手を汚さずにこれまで済んでいるのは、単に利用可能な選択肢がないからだけのことであろう」というものです。ケア労働者や家事労働者の受け入れには、水溜先生がシンポジウム冒頭で紹介されたような政策の転換があるわけですが、そのような「政策の転換については反対である」と。

これについて移住連の側からは、二つのポイントが提出されました[3]。一つは、それは、日本のケア・ワークがすでに移住女性によって担われているという事実を見ないで済ませていることになるし、見ないで済ませていられる状況にあるのは、一種、ミドルクラスの日本人女性であればこその見方ではないか、という批判です。もう一つは、すでに移住女性がケア・ワークに関与している中で、日本人と移民を分断するような言説は、両者の連帯を阻むことになるであろうし、ひいては、ケア労働の労働条件総体の改善を難しくするのではないか、という指摘でした。

私自身はこの移住連の意見のほうが日本の社会の実態に見合っていると考えます。と同時に、気になるのが「日本女性」という言い方です。この表現には、単一民族神話のくびきだけではなくて、社会学でいうところの「方法論的ナショナリズム」── これは、社会を領土国家と同一視する見方ですが ── の作用を強く感じるわけです。

この論争の後、上野さんは一部意見を訂正されました[4]。誤解のないように言うと、上野さんと私は別にけんかはしていません（笑い）。上野さんとは、いろいろと意見の違いはありますけれども、一緒に仕事もする関係にあります。

いずれにしても、上野さんに限らず日本社会には、「日本国民対外国人」という二項対立的な図式が強固にあって、それがジェンダー関係を見るときにも影響していると思えます。すでに1980年代から、あるいは在日朝鮮人のことを考えればもっと以前から、日本には移住女性がいます。そうした人たちの存在が、日本国民対外国人という図式によって不可視化されるという問題があるわけです。「日本女性」を「外国人女性」と対置するメッセージを、またそれをフェミスト知識人が発するということを、移住女性はどのように受け止めるだろうか。また、移住女性の子供たちは、どのような思いを持つだろうかということを考えると、とても心もとなく、心配になります。

この導入で言いたかったことはもう一つあります。ギデンズというイギリスの社会学者は、社会科学が「二重の解釈学」であると言っています。難しい言葉ですが、要するに、社会科学は自然科学と違って、研究をして何か発見しある解釈を加えると、そのまま終わるのではなくて、それが社会を構成する力とな

2　上野千鶴子「人口減少か大量移民?」（ちづこのブログ No.113）[https://wan.or.jp/article/show/7070]（アクセス日：2020年2月27日）

3　稲葉奈々子、高谷幸、樋口直人「排外主義に陥らない現実主義の方へ――上野千鶴子さんの回答について」2017年2月22日 [https://wan.or.jp/article/show/7085]（アクセス日：2020年2月27日）

4　上野千鶴子「ふくざつなことをふくざつなままに」（ちづこのブログ No.114）[https://wan.or.jp/article/show/7108]（アクセス日：2020年2月27日）

るし、社会の側からその解釈や理論に対して応答もあるということです。研究者が、「日本人対外国人」という二項対立を採るか、それとも日本社会にすでに移住者がいると考えるかで、社会の見え方は大きく変わるし、当事者である移住者の社会への関与の度合いも変わってきます。そのことをこのエピソードは間接的に示してもいるわけです。

Gender and Migration 研究の生成と展開 ——「女性の不在」から「国際移動の女性化」へ

長くなりましたが、こうしたことを踏まえながら、ジェンダーと移動研究領域の歴史について大づかみにお話ししたいと思います。

見取り図のように、三つぐらいの流れがあります（図 1）。一つは、図の右上にある「A. 開発研究によるジェンダー分析」です。これは 1970 年に始まっているので、それから勘定すると半世紀になります。50 年近い研究史を 30 分以内で述べるのはとても無理な話なので、私なりの非常に大雑把なまとめというふうにご理解ください。

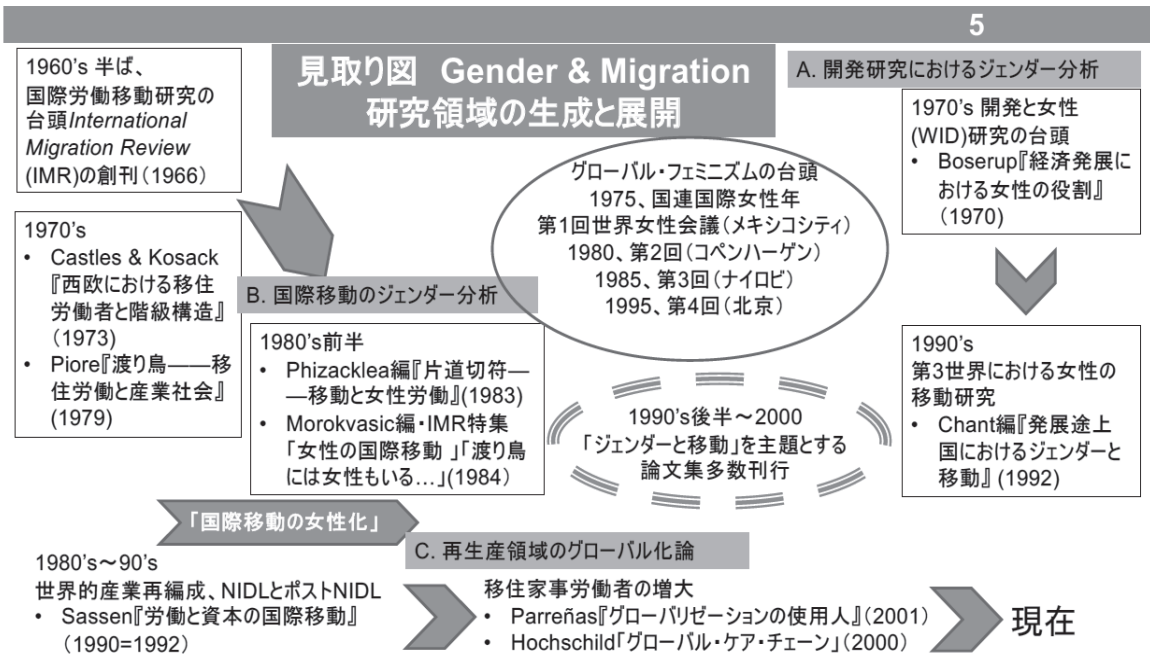

図1

次に、左側に「B. 国際移動のジェンダー分析」。今日のテーマは国際労働移動であって国際移動ではありませんね。なぜ「労働」を落としているか。それはジェンダー視点からすると、国際移動には労働以外にも重要な移動形態として、結婚による移動もありますし、留学による移動もあります。すべてが労働に還元されるわけではないからです。3 番目に、「C. 再生産領域のグローバル化論」がある。ケア労働、家事労働といった再生産労働の国際分業にかかわる移動です。この点については、水溜先生もシンポジウムのイントロダクションで言及されていました。この三つを簡単に見てまいります。

最初に指摘すべきことは、gender & migration をめぐる一連の研究の背景には、1960 年代後半からの女性解放運動、「セカンド・ウエーブ（第二波）」と言われるフェミニズムの運動があるということです。

これが国連にも到達して、1975 年が「国際女性年」となり、翌年から「国連婦人（女性）の 10 年」があり、それからさらに 10 年のフォローアップがあって、20 年の間に 4 回の世界女性会議が開かれることになります。ここには研究者も多く参加していました。

世界女性会議は、当時存在していなかった世界の女性の状況を捉えるためのデータや統計の収集を可能としました。今日ジェンダー統計と呼ばれるものが追究される端緒もこのころです。これはジェンダー研究全体にとって非常に重要なできごとでした。

また世界女性会議には「平等・開発・平和」という三つの共通テーマがあって、このうちの開発は第三世界の女性たちにとってとりわけ重要でした。この「開発とジェンダー」という研究分野を切り拓いたのは、デンマーク人の経済学者、ボズラップで、この人が 1970 年に発表した『経済発展における女性の役割』[5] だと言われています。この方は途上国への開発援助、すなわち国際協力に使われる ODA が相手国の女性にもちゃんと到達するべきである、なぜなら女性もまた経済発展に貢献しているからだと述べ、『経済発展における女性の役割』は、その根拠を示す記念碑的な著作となりました。そして、この本の第 3 部で、ボズラップは途上国女性の農村から都市への移動を取り扱っています。都市部に出た女性たちは、もっぱら政府が把握していない「インフォーマル経済」で働きます。これを発端として、1990 年代には第三世界における女性の移動に関する研究が展開されていきます。

次に、国際労働移動の研究が伸びてくるのは 1960 年代中ごろからで、1966 年には “International Migration Review（IMR）” という専門学術雑誌が創刊されました。当時、女の移動というのは特に重要ではないと考えられていました。なぜかというと、女の移動は夫や父親の移動に伴うものだからです。だから、特に女に固有のパターンがあるわけではない、と。単身で動く場合であっても、男性と同じように経済的状況を改善するために行うものであって、そういう意味ではあまり変わらない、という考え方がありました。これに異を唱えたのが、フランスで活躍していたユーゴスラビア出身のモロクワシチという研究者でした。モロクワシチは 1984 年に「IMR」に女性特集を編纂し[6]、その中で、かいつまんで言うと二つほど言っています。国際労働移動研究において「労働」というのは一般的にはフォーマルな生産労働を指していて、このことが女性移民の存在を不可視化している、と。これは、さっきボズラップが途上国の経済について言っていたことにつながります。この中には、当時 sex work という単語がなかったので、prostitution という単語が使われていますけれども、「売春」で働くことも「労働」とは考えられていないと指摘しています。

もう一つ、移住先の社会の中で支配的なジェンダー・イデオロギーが、女性移民の労働を見えにくくしている、という主張をしました。彼女は、ドイツの例 —— これは日本にも当てはまるかもしれませんけれども —— を挙げながら、ドイツの「ハウスフラウ（主婦）」イデオロギーこそは、労働市場における女性の地位を低めているのであり、トルコ人女性の雇用機会を狭めてきたのだ。彼女たちにはフォーマルな働き口がまず少ない。従ってエスニック企業の家族従業員として働く以外に選択肢があまりない。工場労働者となる女性もいたけれども、「主婦」イデオロギーはトルコ人女性の就労を見えにくくしたと。この点は、先ほどの「日本女性 vs. 外国人」という図式が日本の場合、移住女性の存在を不可視化するという現象に似ています。

三つ目の系譜としてあるのが、「再生産領域のグローバル化」です。第 1 の系譜と第 2 の系譜、すな

5　Ester Boserup, *Women's Role in Economic Development*, Allen & Unwin, 1970.
6　Mirjana Morokvasic, “Birds of Passage are also Women…,” *International Migration Review*, 1984, 18 (4) : 886-907.

わち開発研究と国際労働研究は両方とも「女性の不在」を批判してきました。研究において女性が論じられていない、ということを批判してきたわけです。これに対して第3の系譜では、女性の不在が問題なのではありません。そうではなくて、90年代に顕著になったのは、「移動の女性化（feminization of migration）」、すなわち国際移動の女性化でした。女性がこれまで単身で国境を移動していないと思われていたところ、80年代の末から、単身女性の海外出稼ぎがかなりのスピードで拡大していくのです。これは後ほどの小ヶ谷さんや小川さんの報告に関連してくることですけれども、主要な移住労働者送り出し国において、女性の海外出稼ぎを組織的にサポートする政策がとられていきます。その大きな部分は移住家事労働者の増大でした。先進資本主義諸国においては、福祉国家の縮小や女性の就労率の上昇が見られ、再生産労働の補てんが必要になっていきました。そこに移住家事労働者が入っていくわけです。この現象には多くの研究者が関心を持っていましたが、2001年に出されたパレーニャスによる『グローバリゼーションの使用人』[7]という本が、画期的な研究として知られるようになりました。

パレーニャスは、ロサンゼルスとローマで働くフィリピン人の就労と生活について調査しました。当時、移住家事労働に就いているのは若い未婚の女性たちだろうと考えられていたのですが、パレーニャスは調査を重ねるうちに「若いかもしれないけれども、小さい子供を（家に）置いて、母親が外に働きに行っている」ということを明らかにしたのです。では、自分の子供の世話はだれが行っているかというと、故郷の親戚女性に自分の収入からいくばくか払って雇っていることが多い。これを彼女は、「再生産労働の国際分業」と呼びました。

どういうことかというと、イタリアやイギリス、アメリカ、あるいは香港やシンガポールでもいいのですが、そうした受け入れ社会の中層・上層階級の女性の再生産労働の空白を、フィリピンの中層の女性たちが補填し、その彼女たちが外に出てしまって生まれる再生産労働の空白を、より貧しい階層のフィリピンの女性たちが埋める、という連鎖が起きるということです。パレーニャスの学位論文の審査員の一人でもあったホックシールドという著名な社会学者は、これを「グローバル・ケア・チェーン」と名づけ、「再生産労働の国際分業」という表現よりも「グローバル・ケア・チェーン」のほうが有名になったと言えるかもしれません。

研究領域の新しいフェーズと課題

ここで、2000年代以降の新しいフェーズについても、一言触れたいと思います。

社会科学の中での、女性の不在に抵抗するように始まったジェンダーと移動の研究領域は、21世紀に入って、再生産領域のグローバリゼーション研究へと展開していきます。『グローバリゼーションの使用人』は2001年刊行ですが、第2版が2015年に出ます。よく見ると、この改訂版の副題には変化があります。初版の副題にはあった「women」という言葉が落ちて、改訂版の副題は「移動と家事労働（Migration and Domestic Work）」となっています。

次に、初版本の最初の3分の2ぐらいが圧縮されて、あらたに二つの章が加わりました。一つは、「男性性の危機」、もしくは「男らしさの危機」という章です。これはイタリアに女性の家事労働者が先に移り住むのですが、その後、男性が呼び寄せで入ってくる。その男性も家事労働に就く。そのときに何が

7 Rhacel Salazar Parreñas, *Servants of Globalization: Women, Migration and Domestic Work*, Stanford Univ Pr, 2001.

起こるかという問題です。

もう一つの新しい章は移住家事労働者の高齢化の問題に充てられています。高齢化と老後、移住家事労働者たちの自身の再生産が問題です。他者のための再生産労働を担ってきた彼女たちの再生産はどうなるのか。この問題が残っているという指摘です。

主流の国際労働移動研究はもちろん男性を中心に進められてきたのですが、ジェンダー視点からは問われてこなかった。gender and migrationという研究領域の成果の一つは、男性をもジェンダー化するということです。男性をジェンダー視点で見る、ということはどういうことでしょうか。簡単に言えば、まず「男性の中にもいろいろな男性がいる」というところから始まります。階級が違う、エスニシティ／人種も違う。セクシュアリティの問題もあります。

この点でキータームとなるのは、レイウィン・コンネルの「ジェンダー・ヒエラルキー」です。ジェンダー・ヒエラルキーの中に、さまざまな男性、さまざまな女性がどのように位置づけられているのかを理解して、移住の過程を理解すること、そのような研究が新しいジャンルとして注目されます。そのような関心から、私は、シバ・ジョージの『女が先に移り住むとき』[8]という本を大学院生たちと翻訳しました。この本はインド・ケーララ出身の女性看護師がアメリカで不足する看護師として働くために移住し、その後夫たちを呼び寄せるというストーリーです。そしてその後、このケーララ人の家庭やコミュニティの中のジェンダー関係はどのように変わるか、ということが研究されています。宣伝になりますが、せっかく翻訳したので読んでいただけたらうれしく思います。

もう一つ、最後に触れたいのは、2011年6月にILOが採択した「家事労働者のためのディーセント・ワーク条約（第189号条約）」[9]のことです。今年創設100周年になるILOですが、歴史家のアイリーン・ボリスらによって、この一世紀ものあいだ、ILO内部で女性労働をめぐってどのような攻防があったかという研究が発表されています。家事労働はその中の一つです。ずっと女性が無償で担い、有償であった場合にも労働法の適用外となることが多かった家事労働について初めて国際労働基準を設けられたことになります。国際労働基準を策定することはILOの務めなのですけれども、ILO自体は政労使の三者構成主義を執っていますから、家事労働者のように労働組合を組織できない、団交できない労働者たちはILOで発言する場がないわけです。そのような労働者の国際労働基準をどうやって作ったか。そこに非常に興味深いプロセスがあります。

労働概念の問い直し、経済概念の問い直し、さまざまな社会科学における主要な概念の問い直しが、gender and migration研究を推進してきましたが、最近ではそれがさらに実践的な意味を持つようになってきています。たとえば、各地の家事労働者が189号条約の批准に向け、権利保障に向けたトランスナショナルな運動を展開しております。

ここ数年、私たちは189号条約を切り口にして、アジア、ヨーロッパ、北米における有償家事労働の現状を検討する共同研究を、ここにいる小ヶ谷さんやほかの皆さんと一緒に進めてきています。その成果が近々『家事労働の国際社会学』[10]という題で出る予定ですので読んでいただければと思います。

8　Sheba Mariam George, *When women come first: gender and class in transnational migration*, University of California Press, 2005. シバ・マリヤム・ジョージ著（伊藤るり監訳）『女が先に移り住むとき ── 在米インド人看護師のトランスナショナルな生活世界』有信堂高文社、2011年。

9　「2011年の家事労働者条約第189号」国際労働機関、2011年採択［https://www.ilo.org/tokyo/WCMS_239179/lang--ja/index.htm］（アクセス日：2020年2月27日）

10　伊藤るり編『家事労働の国際社会学 ── ディーセント・ワークを求めて』人文書院、2020年。

おわりに ── 移住女性自身の声を聴く

報告を閉じるに当たり、もう一度日本の状況に戻りたいと思います。

今日さまざまな研究者の名前をご紹介しましたけれども、ほとんどはご自身が移住者です。モロクワシチは、1970 年代にユーゴスラビアからフランスに留学して、研究者となりました。パレーニャスはフィリピン系のアメリカ人です。それから、シバ・ジョージは、ケーララ系のアメリカ人です。日本は残念ながら、移住女性の研究者の層が厚くはありません。いないわけではないのですが、まだ層は厚くないのです。上野さんと移住連の論争が海外、たとえばフランスであったならば、恐らく移住女性当事者が応答していたと思います。それが日本では当事者ではない人々による論争となってしまう。そこが大きな特徴かと思います。

とはいえ、日本に当事者による研究がないというわけではありません。鄭暎恵さんとリサ・ゴウさんの本[11]は少し古いですが、在日朝鮮人とフィリピン人の対話です。徐阿貴さんによる在日朝鮮人 1 世女性の夜間中学をめぐる運動についてもぜひお勧めしたいです[12]。また、研究者ではありませんが、幼少のころ来日して、非正規滞在者として生活しなければならなかったイラン人のナディさんによる『ふるさとって呼んでいいですか』[13]という大変面白い本が最近出ています。ぜひお手にとって読んでいただければと思います。以上です。(拍手)

(水溜) 半世紀以上にわたる国際労働移動に関する研究を、短い時間で凝縮してお話しいただきました。どうもありがとうございました。

続いて小ヶ谷千穂先生に、「送り出し国フィリピンから考える国際労働移動とジェンダー」というタイトルでご講演いただきます。

小ヶ谷先生は現在、フェリス女学院大学文学部教授でいらっしゃいます。ご専門は、国際社会学、国際移動とジェンダー研究です。フィリピンからの人の国際移動について、ジェンダーの視点から先駆的な研究をしていらっしゃいました。主著に『移動を生きる ──フィリピン移住女性と複数のモビリティ』[14]、『国際社会学』[15]、「ローマで働くフィリピン人男性移動家事・介護労働者の職業観とジェンダー ── 移動する家族の物語から考える」[16]などがございます。

11 リサ・ゴウ、鄭暎恵『私という旅 ── ジェンダーとレイシズムを越えて』青土社、1999 年。
12 徐阿貴『在日朝鮮人女性による「下位の対抗的な公共圏」の形成 ── 大阪の夜間中学を核とした運動』御茶の水書房、2012 年。
13 ナディ著、山口元一解説『ふるさとって呼んでもいいですか ── 6 歳で「移民」になった私の物語』大月書店、2019 年。
14 小ヶ谷千穂『移動を生きる ──フィリピン移住女性と複数のモビリティ』有信堂高文社、2016 年。
15 宮島喬・佐藤成基・小ヶ谷千穂編『国際社会学』有斐閣、2015 年。
16 小ヶ谷千穂「ローマで働くフィリピン人男性移動家事・介護労働者の職業観とジェンダー ── 移動する家族の物語から考える」『女性労働問題研究』第 62 号、2018 年、7-23 頁。

送り出し国フィリピンから考える国際労働移動とジェンダー

小ヶ谷千穂
フェリス女学院大学文学部教授

大変立派な企画に呼んでいただいて、大変光栄です。私は北海道出身で高校まで岩見沢にいましたので、北海道大学でお話できることを大変光栄に思っております。

私がちょうど大学に入った頃が、今日お話しするような領域、国際社会学という分野が日本の中でてき始めた時期でもありました。その中で、国際労働力移動の主要な送り出し国としてフィリピンという社会に関心を持ち、研究を始めました。

今日の報告ではまず、海外労働者あるいは国際結婚移民などを含めて、海外に多くの人たちを送り出しているフィリピンの社会と女性の海外就労との関係について、政策を含めた概要についてご紹介したいと考えています。その後、「ケア・チェイン」の向こう側、受け入れ側からは見えにくい出身社会の側が、もともとどのような社会構造・ジェンダー関係になっていて、それが国際移動によってどのように変化し、あるいは変化していないのかということを、映画の話なども交えながらお話したいと思います。そして最後に、フィリピンの女性たちが国際移動を通して、日本社会においてもそうですが、新たな運動の主体になっている状況 ── そのことを多くの方はご存じだと思いますが ── について強調した後で、日本への含意ということをお話ししたいと思います。

国際社会学という分野は、伊藤先生などが先駆者であられますけれども、そこで私も国際移動の研究を始めました。先ほどの伊藤先生のお話にもありましたように、私が「国際移動とジェンダー」という研究課題を具体的にどこから考えようかと思案していた、1990 年代後半は、フィリピンからの女性労働者がたくさん日本に来ていた時期でもありました。そこで彼女たちの出身社会の側はどのようになっているのか、というシンプルな疑問と関心から研究を始めました。そして、フィールドとしての送り出し国フィリピンおよび海外フィリピン人労働者（OFWs：Overseas Filipino Workers）──フィリピンでは「OFW」という略称で話が通じますが ── や、その家族をずっと追いかけて、今に至っています。私の研究は送り主社会の側から女性の国際移動をまなざしてみるということですが、そこから必然的に、移動する女性たちそのものに注目し、とりわけ出身社会との関係に着目しながら調査を続けてきました。

さて、フィリピンは 300 年以上、スペインの植民地でした。その後もアメリカの支配を受け、短い期間でしたけれども、戦争中に日本の支配を受け、独立したという経緯があります。このようにもともと植民地なので、外へ人が出ていくことをめぐる歴史的な経緯があります。ですが今日は、フィリピンが「海外出稼ぎ立国」と言われるようになった 1970 年代から話を始めたいと思います。

「海外出稼ぎ立国」と呼ばれるようになった契機は、1974 年の海外雇用政策の開始でした。当初は様々な目標があったようで、最初は「短期的な開発政策として」という意見もあったのですが、結果的に海外雇用は、現在では国家にとっての恒常的な外貨獲得手段になっています。また、社会文化的に「移

動の文化」とも言われますが、海外に親族がいるとか家族がいるということが、フィリピン社会を考えるうえで欠かせないファクターにもなっています。また、海外送金の GDP に占める割合も 1 割と非常に高く、「最大の輸出品は人間」と言われたりもします。

そして、特徴的だと思うのですけれども、海外雇用にかかわる専門の政府機関というのが幾つもあります。海外労働者全般を管轄する海外雇用庁（POEA：Philippine Overseas Employment Administration）や、その人たちの福祉などについて扱う海外労働者福祉庁（OWWA：Overseas Workers Welfare Administration）、それから労働以外の手段で海外に移住する人たちについて取り扱う海外フィリピン人委員会（CFO：Commission for Filipino Overseas）などがあります。そのほかに、各国のフィリピン大使館に Labor Office などが置かれており、政策的にも政府は海外労働者に非常に深くかかわっています。特に POEA は、「ピープル・パワー革命」で有名なエドゥサ通りのど真ん中に大きなオフィスがあり、ウェブサイトなども非常に充実しています。今、世界のどこでフィリピン人に対する需要があるか、そういうときにどういうことに気をつけなければいけないかといった海外雇用に関わる情報が POEA のサイトでは提供されています。最近では、日本で「特定技能」という在留資格が新しく生まれたけれども、不確定な情報には注意してくださいとか、日本語学校で勉強してから働くということに関しては、それが正式なものなのかきちんと確認するように、といった、さまざまなマーケット情報も政府が流します。と同時に、そのことについての注意喚起も行っています。

概要ですが、フィリピンはもう人口が 1 億を超えていて、その 1 割近くが在外人口と言われています。ただその中でも 3 種類ぐらいに分けて考えられています。いわゆる定住移民、つまり移動した先に長期的に暮らすことができるステータスを持っている人が、在外人口の半分近くいます。またそれとほぼ同じ人数が、ここでは一時的労働者となっていますが、日本への技能実習や昔のエンターティナーという形の、つまりは長期滞在できない滞在資格で働いている人たちが同じくらいいます。そして、在留資格がない形で世界中で暮らしているフィリピン人も一定程度いるのではないかと言われています。これが、ストックの部分です。

フローで考えますと、最近では年間 200 万人ぐらいが毎年、海外に働きに行っています。もちろんその中には、これまでずっと働き続けながら出国している人と、初めて行く人との両方がいます。

これは海外フィリピン人労働者の主要な就労先について、フィリピンのある新聞から持ってきたデータです。

フィリピンの人たちが一番多く行っている海外の就労先は中東で、特にサウジアラビアが男性も女性も一番多いです。次が東アジアで、そこに日本なども含まれます。

そして、先ほど「国際移住労働のジェンダー化された側面」というお話がありましたけれども、男性 OFW と女性 OFW では、やはり職業にも違いがあります。今、女性のほうが男性よりも多く働いていると言われていますが、男性労働者の職種は建設やエンジニアという分野です。女性に関しては、サービス職や、一番多い 59%を占める elementary occupations に、先ほど再生産労働の国際分業というところで話のあった家事労働者が含まれています。フィリピンから海外に出稼ぎに行く女性労働者の最大の職種は、家事労働者（Domestic Worker）ということになっています。

これは 1970 年代から 2000 年代初めにかけての新規に海外に行く人の男女比を示したデータです。先ほど伊藤先生の報告にもあった「海外労働者の女性化」、つまり移動の女性化をフィリピンの文脈で考えると、OFW の女性比率が上がっていくということを意味します。1980 年代の終わりぐらいから男性を

コンテンプラシオン事件から 20 年を振り返るデモ@マニラ（2015）

クウェートから移送された家事労働者の遺体と家族（2018）

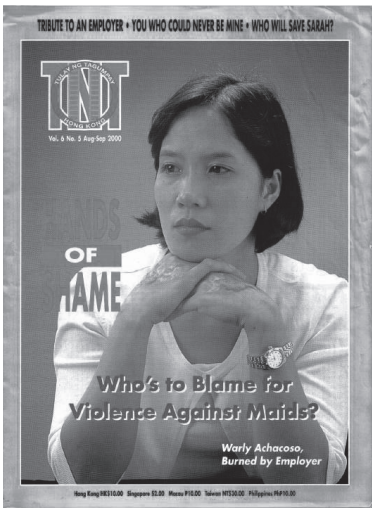

雇用主に熱湯をかけられたフィリピン人家事労働者（2000）

図1

女性の比率が上回っていきました。今現在はもう少し男女比は縮まっているのですけれども、それでもまだ女性のほうが多く海外に出稼ぎに出ていると言われています。

その背景は、この時期にフィリピンの、特に女性の家事労働者の主要な行き先でもあるアジアの NIEs 諸国の経済発展によって、家事労働者への需要が増えたことがあります。海外での職種におけるサービス職の増加と、出稼ぎ先における東アジア諸国の増加、そして海外労働者の中の女性比率が増加したというのが、80 年代以降、現在でも引き続く傾向です。

海外出稼ぎ労働者の中で女性比率が増えていくということが、政策的にどんなインパクトを持つのかについて、次にお話したいと思います。自分の国の労働者を積極的に海外に送り出し、送り出した人たちのケアをするという役割を担う政府にとって、女性労働者の増加に伴って「海外労働者保護」ということが重要な政策課題になっていきました。家事労働者の場合、特にフィリピン人の人たちは雇い主の家に住み込んで暮らすという働き方が多く、その中で賃金未払い、人権侵害などさまざまな問題が起こってきました。それから、日本に特化したことでしたが、在留資格「興行」でエンターティナーとして働くという形で女性たちが来ていましたが、その人たちを含めて、受け入れ社会の中で立場の弱い労働環境に置かれる女性たちの存在が顕著になってきたという時期でもありました。

スライド（図1）の右側の写真は、香港で出ているフィリピン人向けの 2000 年の雑誌です。彼女はフィリピンからの家事労働者で手がただれているのですけれども、これは雇い主から熱湯をかけられたという人で、“Who's to Blame for Violence Against Maids?” と書かれています。そのほかにも、フィリピン人の女性労働者が海外で不当な扱いを受けたといういくつかの代表的な事件[1]が、今でもフィリピンの人

1　日本でエンターティナーが不審死を遂げたマリクリス・シオソン事件（1991）、シンガポールで家事労働者が死刑になったコンテンプラシオン事件（1995）、UAE で雇用主からレイプされそうになりその雇用主を殺したことで死刑を宣告されたサラ・バラバガン事件（1995）など。

たちの記憶には残っています。左上の写真はコンテンプラシオン事件の 20 周年を記念したデモの様子です。

それから、左下の写真は 2018 年のものですが、これは棺です。クエートで何年か行方不明だったフィリピン人家事労働者が、残酷な話ですけれども、雇い主の家の冷凍庫の中から切断遺体で発見されたという事件が起こりました。現在においても海外で働くフィリピンの、特に再生産労働分野にある人たちが、非常に立場の弱いところに置かれているという状況に、実はあまり大きな変化はないのかもしれません。ただ、その出来事が顕著になり始めたのが 1990 年代半ばで、フィリピン政府はそこで「移住労働者と海外フィリピン人に関する 1995 年法」という法律を作り、その中で、国家の役割が海外労働者を保護するということにもある、ということを宣言しました。これは、海外に行く女性労働者が増えて、悲しいことですけれども、そこで彼女たちが巻き込まれる事件や労働問題が大きくなったことに、送り出し国政府として対応したということだと思います。

その後、海外出稼ぎ女性労働者をめぐっては、ケア労働、介護労働、高齢者介護への需要が世界の先進国の中で増えてきますので、その中で送り出し政府としても、フィリピンから出かけていく家事労働者あるいは介護労働者はしっかりした技能を持っている、という国家のお墨付きをつけることよって、男性も含めた海外出稼ぎ労働者の立場を強くしていこうという政策を打ち出したりもしています。再生産労働の国際分業という世界的に大きな潮流の中で、送り出し国の政府としてもさまざまな動きをとっているということです。

今度は、ケア・チェインにつなげて、フィリピンの社会を考えてみたいと思います。ケア・チェインの向こう端はどうなっているのか、―― さきほどの伊藤先生のスライドにあったピラミッドで言うと下のほうにあたりますが、―― 女性たちの海外出稼ぎによって、送り出し社会は一体どんなふうに影響を受けているのか、あるいは受けていないのか、ということに私自身もずっと関心を持ってきました。フィリピンについては、特に海外出稼ぎによって、既婚女性とかシングルマザーを含めて、家族の中でのケア役割を期待されるような女性たちが不在になったときに、その出身家庭の中でのジェンダー関係がどんなふうに変化するのか、あるいはケア役割は一体だれが担うのかという議論が、いろいろな立場からなされています。現実も非常に複層的になっている、と私自身も考えています。

一つは、女性たち、特に母親たちが海外に出かけていくことによって、残された子供たちはだれによって世話をされるかという点です。ケア・チェインの構図で一番言われるのは、別な女性、すなわち、親族の女性、あるいはフィリピン国内で低賃金で雇われる家事労働者やベビーシッターなどが、ケアの連鎖を作っていく、という議論や実態もあります。また同時に、夫がいる場合、夫が残された子供たちのケアをする、といった場合ももちろんあります。フィリピンは、日本などよりもずっとジェンダー平等指数が高い社会です。もちろん階級差の問題などもあるので一概に単純な比較はできないのですけれども、それでも日本社会と比べると、男女平等の意識は強いと言えます。そういう社会にあっても、やはり男性役割と女性役割に対するジェンダー規範というのがあり、その中で妻が不在のときに夫が家事をするとか、子育てをメインで行うといったことを通して、男性性（マスキュリニティ）というものが再編成されていく、といった議論をしているフィリピンの研究者もいます。

それから、先ほどのケア・チェインの議論などに対して、「いや、フィリピンというのはもともと拡大家族とか親族ネットワーク、地域のネットワークというのが非常に強いので、母親的な女性たちが海外に行ったとしても、子供は地域できちんと世話をされている」という意見を持っている、フィリピンの地域

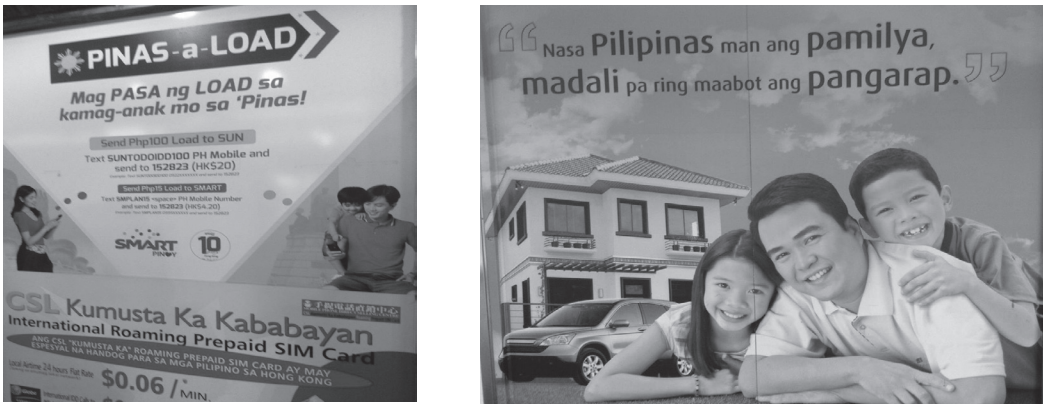

図2

研究者もいます。ですから、私たちの関心は、女性の海外就労は既存のジェンダー関係に変化をもたらすのか、という点にあるのですけれども、その答えを出すのはとても難しいと思っています。しかしながら、少なくとも言えることは、既婚女性と既婚男性の海外出稼ぎでは、その家族の中でも、あるいは社会的にも評価が異なるのではないか、ということです。先ほど出てきたパレーニャスさんもそう言っていますし、私自身もこれまでやってきた研究から、そう考えています。

この写真は両方とも、香港で撮ったものです（図2）。左側のポスターの女性は、恐らく香港でお手伝いさんとして働いています。反対側に若いお父さんと小さな子どもがいます。このポスター自体は、自分の持っている携帯のデータ使用量をほかの人に分けてあげることができるというサービスの宣伝です。これは、それを香港からフィリピンに送ることを勧めている広告なのですが、働いているのはお母さんで、残っているのは子どもとお父さんという絵がかかれています。

また右側の写真は、とても象徴的だと思うのですけれども、子どもが2人いて、お父さんがいて、ここにいないのは誰でしょうか。この3人がまなざしているのは、香港で働いているお母さんです。ところが、ここに書かれている文章は、こう言っています。「フィリピンに家族がいる限りは、自分の希望や夢に描いていることに到達するのはそんなに難しいことではないよ」。描かれている家や車は恐らく、まだ獲得されておらず、父親や子どもたちがフィリピンで期待して待っている。だから、「家や車を手に入れられるよう、お母さん頑張ってね」という形で、母親に対する経済的な期待も非常に大きい、というのがフィリピン社会の特徴だと思います。では、経済的な役割が母親に期待されるからといって、母親が子どものそばにあってケア役割を担うということと相殺されるかというと、必ずしもそうではないと考えています。「海外出稼ぎ労働者へのジェンダー化された視線の存在」というのは、そのことを意味しています。

ここで、二つの映画について簡単に紹介したいと思います（図3、次頁）。

一つは、邦訳が『母と娘』となっていたのですが、『ANAK（アナック）』――フィリピン語では、“わが子”という意味です――というタイトルのフィリピンの2000年の映画です。もう一つは、『Hello, Love, Goodbye』という少女漫画のようなタイトルなのですけれども、これは今年の映画です。

『ANAK』では、母親が海外に長く家事労働者として働きに行っていました。そして、母親の不在の間に子どもたちにいろんな変化が起こっているのだけれども、母親はそれに気づけない。子どもたちも、「自分たちの学費を稼ぐために香港に働きに行っている」と母親は言うけれども、本当は自分たちのことなんて、放っておいているんじゃないか、という気持ちを持ってしまう。そこに、母子の葛藤があるわけです。最後は涙で和解するのですが、母親が不在の間に、娘はフィリピンのいわゆる“不良”少女

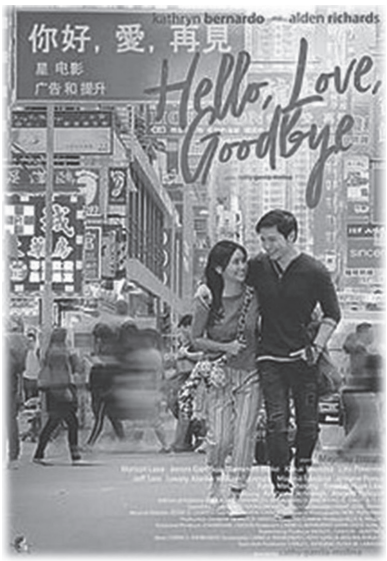

図3

がやるようなありとあらゆることをやって、母親が不在だとこんなに家庭が不安定になる、といった内容が描かれている映画です。これは大変ヒットしました。親子は和解するというのがこの映画の結末なのですけれども、母親は、お金を稼いでフィリピンに帰ってきて、一時はフィリピンでビジネスを始めようとします。けれどもやっぱりお金が尽きてしまって、結局はまた香港に戻る、というエンディングでもあります。

『ANAK』が母親に対する複雑な視線を描いている映画だとすれば、『Hello, Love, Goodbye』のほうは、この仲むつまじい感じの男女 ── この二人はフィリピンでもとても有名な若手俳優と女優なのですが ── は、二人とも OFW 家族の 2 世なのです。二人は今、香港にいるのですけれども、彼女のほうは家事労働者をしています。彼女の母親も、香港で家事労働者をしています。その背景にはいろんなことがあるのですが、彼のほうはまたちょっと違うステータスの、海外フィリピン人一家で、香港での永住権を持っている父親を持つフィリピン人の若者、ということになっています。

『ANAK』のときはインターネットも携帯もなくて手紙のやり取りだけなので、情報がうまく伝わらずに、家族の中で葛藤が生まれてしまうというストーリーだったのですけれども、今の時代はインターネットも携帯電話もあるので、それを使ってさまざまにフィリピンの家族とコミュニケーションをとることができます。だからこそというか、主人公の彼女は、フィリピンに暮らしている下のきょうだいや父親から「おねえちゃん、○○に必要だから□□を買って」とテキストでメッセージが入ると、すぐにインターネットショッピングでそれを注文し、それがフィリピンに届くわけです。ということで、テクノロジーが進化すればするほど、第一子である彼女の親孝行の義務とか、家族に貢献しなければならないという、比較的古いフィリピンの家族規範、娘規範みたいなものがむしろ強化されて、その中で彼女が苦しむのです。すなわち、自分の人生をどう描くかということと、家族に対する義務感といったことの間で引き裂かれ、その間で恋愛もするという、見た目はとてもライトな感じの映画なのですけれども、けっこうディープな内容が含まれている映画です。

以上の二つの映画には 20 年近くの間があります。フィリピン社会においては自分の子どもたちのよりよい教育のために多くの女性たちが海外に働きに行くわけですけれども、その次の世代もやはり海外に働きに行くというライフコースを取る人たちもいます。その中で、多少形を変えてはいるけれども、フィリピンの中でのジェンダー規範や家族規範というものが維持されていく、あるいは再構成されながらも続いていくといったことが描かれているのではないかと、二つの映画を通して考えられるかと思います。フィリピンは、海外に移動するということが社会や文化に定着しているので、「移動の文化がある社会」と言われています。その移動の文化と結びつきながらジェンダー規範や家族規範が維持されていき、その中で変化も生まれている、ということが言えると思います。

このような話をしていると、虐待に遭ってしまうとか、殺されてしまうとか、家族からのプレッシャーの中でそれでも海外へ出稼ぎにいく、という人たちの像ばかりが見えてしまうかもしれません。しかし同時に、国際移動したフィリピン女性たちの運動というものも強調しておきたいと思っています。細かいことをお話する時間はないのですが、このスライドを見てください。

左上の写真は、今、学生運動が激しく起こっている香港で、フィリピン人の移住家事労働者の人たちが自分たちの権利向上のために路上に出て、さまざまにアピールしている様子です（図4）。香港の中ではこうした光景が決して珍しいことではありません。また、フィリピンの人がフィリピンの人のためだけにやっている運動ではなくて、そのことが、後発で香港に同じように家事労働者としてやってきたインドネシア人の人たちにも、エスニシティを横断して伝播しています。自分たちの権利のために運動する、フィリピンのカルチャーが、移動先で他の人々に引き継がれていく、と言ってもよいかもしれません。

図4

図5

この写真は、名古屋で大活躍されている在日フィリピン人のイシハラ・バージさんという方です（図5）。移住連[2]のメンバーでもあります。これは彼女の地域貢献に関して表彰されているところです。皆さんご存じのように、在日フィリピン人は女性が多い人口構成になっていますけれども、日本の中では20万人以上、あるいはもっとたくさんの数のフィリピンの人たちがいて、その中で、私が住んでいる横浜やかかわっている川崎もそうですけれども、たくさんのフィリピンの女性移住者の方達が地域の国際交流の中心にいたり、外国人市民の支援の場で重要な立場で活躍しているという姿があります。言い方を変えれば、「国際移動を通して新たな主体として立ち現れる女性たち」という側面も、国際移動とジェンダーを考えるときに一つ、触れておきたい点です。

最後に「日本への含意」ということをどう考えるかということですが、移住女性がどんなふうに声を上げることができるのかということを、日本社会として考えていかなければいけないと、思っています。同時に、特にフィリピン女性に関しては、日本社会の中に今でも、非常にセクシュアライズされた根強いステレオタイプというのがありますので、そういうものをなくしていくということもとても大事だと思います。ただ、私の周りの学生などを見ていても本当にそうですけれども、在日フィリピン人、あるいはフィリピン人移住女性に対するイメージは、世代を超えて変わってきているところももちろんあります。特に今、ス

2　移住者と連帯する全国ネットワーク。

ポーツ界や芸能界などでもたくさんのフィリピンにつながる若者たちが活躍しているということあります。また、同級生のお母さんがフィリピンの人だったりということで、日本社会とフィリピンの移住女性との距離はものすごく縮まってきていると思います。その中で新しい関係というのが紡がれていくということもあると思います。

他方で、今日メインでお話しした送り出し社会のフィリピンのことをもう一度眺めてみると、フィリピンの経済成長率というのは実はけっこう高くて、最近は優秀な若い人はそんなに海外に働きに行かなくても国内で雇用がある、という見方もあります。コールセンターとかビジネスアウトソーシングの英語を使った仕事を、フィリピン国内でもできます。それでもやはり世界経済の構造から見ると下請的な仕事ではあるのですが。そうした変化が、海外出稼ぎの社会的な定着にどこまでインパクトを持つのか、これから見ていかなければいけないと思いますし、送り出し社会の側の変化も視野に入れながら、送り出し社会と出身社会をつなぐような視点、まさに移動する人に注目する視点で国際移動というものを見ていく必要があると考えています。

日本社会の中で私たちは――どの受け入れ社会でもそうですが――、ともすれば「労働力」とか「外国人」といったのっぺらぼうな存在として移動する人々を見る傾向があると思います。そのうえで、例えば「よく分からない」とか、ステレオタイプ化していくようなまなざしというものが生まれていると思うんです。

出身社会の状況を視野に入れながら国際移動を考えるということは、フィリピンから日本にやってくる人たち、あるいは世界じゅうで動いている人たちは、――言うまでもありませんが――移動する主体、個々の人間であるのだということをもう一度思い出させてくれる視点でもあると思っています。その意味でも、日々の生活の中で彼女たち、彼らと向き合っていくとき、出身社会にも想像力を少し働かせるということは、大事ではないかと考えています。

以上で私の話を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

（水溜） 小ヶ谷先生、どうもありがとうございました。

日本に滞在する外国人の主要な出身国の一つでもあるフィリピンについて、国外への労働力の送り出しに関する政策や、本国での家族やジェンダー規範の在り方、あるいは社会運動とのかかわりなど、多角的な観点からお話しいただきました。

続いて小川玲子先生から、「ケアの未来と外国人労働者」というタイトルでご講演いただきます。

小川先生は現在、千葉大学社会科学研究院准教授でいらっしゃいます。千葉市男女共同参画審議会委員、移民政策学会理事でもいらっしゃいます。ご専門は社会学、移民研究で、東アジアにおけるケア労働者の国際移動について研究をされています。近著に Gender, Care and Migration in East Asia[3]、Women, Work and Care in the Asia-Pacific[4] がございます。また 2017 年には Asia Pacific Journal of Social Work and Development において、Guest Editor として Migration and Care Work の特集号を編集されました[5]。

---

3 Reiko Ogawa, Raymond K H Chan, Akiko S Oishi and Lih-Rong Wang eds., *Gender, Care and Migration in East Asia,* Palgrave Macmillan, 2018.

4 Reiko Ogawa, "Japan: From Social Reproduction to Gender Equality," Marian Baird, Michele Ford and Elizabeth Hill eds., *Women, Work and Care in the Asia-Pacific*, Routledge, 2017: 199-213.

5 Reiko Ogawa and Lih-Rong Wang eds., "Special Issue on Migration and Care Work: Policies and Practices in Asia," *Asia Pacific Journal of Social Work and Development,* 2017, 27: 3-4, 111-114.

ケアの未来と外国人労働者

小川玲子
千葉大学社会科学研究院准教授

今日は、お招きいただきましてありがとうございます。お二人の報告にいっぱい刺激を受けて、私もそれに乗っかるような形で報告をさせていただければと思っています。よろしくお願いいたします。

私の今日の報告は、「ケアの未来と外国人労働者」ということですが、共同研究者がおりまして、未発表のものに関してはデータを配布しないでほしいと言われております。大変申しわけないのですけれども、スライドでお見せするだけのデータがあるということを、あらかじめご了承いただければと思います。

目次ですが、第１にケアの危機と東アジアについて、第２に規制緩和と乱立する制度について、第３に EPA の経験から何が学べるのか？第４に地域で育てる外国人介護士という形でお話を進めたいと思います（図1）。

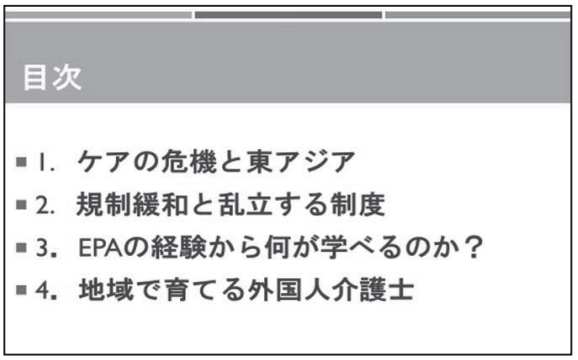

図1

まず、お二人の先生からいろいろな形で、なぜケアがグローバル化しているかというお話があったので、ほとんど繰り返しになるかと思うのですが、先行研究の中では「4つのケアの危機」ということが指摘されています（図2）。私たちの社会が少子高齢化、人口減少、そして女性就労という課題を抱える中で、第１に「有償・無償のケアの不足」ということが起きています。同時に送り出し国においても、例えば子供の教育費、両親の医療費、年金がないといった「ソーシャルセキュリティの不足」ということから、人々が出稼ぎに行かなければいけないということにもなっています。つまり、有償・無償のケアの不足ということが、実は送り出し・受け入れ両方の側で起きています。

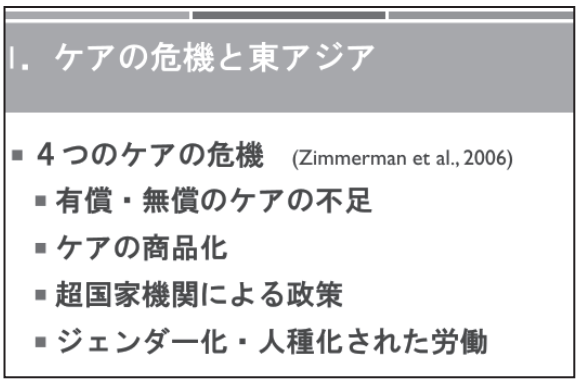

図2

第２に「ケアの商品化」が生じています。ケアが無償労働から有償労働に商品化されて、「市場で買えるサービス」ということになっていくわけです。その場合のケアの値段、ケアの価格というのがどうなったかというと、非常に低賃金であるということが大きな問題としてあると思います。

それから、第３に「超国家機関による政策」というのは少し分かりにくいのですけれども、日本の EPA はまさにそれで、経済連携協定という国家間の貿易協定の中に人の移動が含められてしまっているということです。世界貿易機関（WTO）におけるモード４、すなわち「サービスを提供する人の移動」と

いうのがあるのですけれども、非常に大きな枠組みの中で人の移動が決定されるという状況になってきています。ケアというのはもともと、国民国家とか非常にローカルなレベルで発生していたわけなのですけれども、それがある意味、スーパーナショナルなレベルで決定されるようになってしまいました。その結果として、第 4 にケアがジェンダー化されただけでなく、「人種化された労働」になってきている、ということが指摘されています。

それから、「グローバル・ケアチェーン」というお話が伊藤先生、小ヶ谷先生からありました。そこで「ケアの不公正な分配」ということが問題になっていると思います（図3）。アジアの中で俯瞰してみますと、フィリピンは大きな送り出し国で、1970 年代から送り出しを開始しています。ほかにも、経済危機以降にインドネシア、もっと最近になってベトナムが、送り出し国として出てきております。受け入れの側ですけれども、アジア NIES におけるケアのニーズというのが大きな吸引力という形になっていて、シンガポール、香港、台湾、それから韓国、日本などに、東南アジアから東アジアへ向けて再生産労働を担うために人が移動してきているという、「リージョナル・ケアチェーン」が生まれつつあると思っています（図 4）。

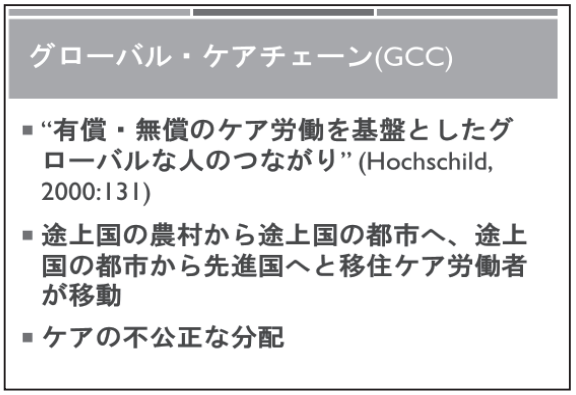

図3

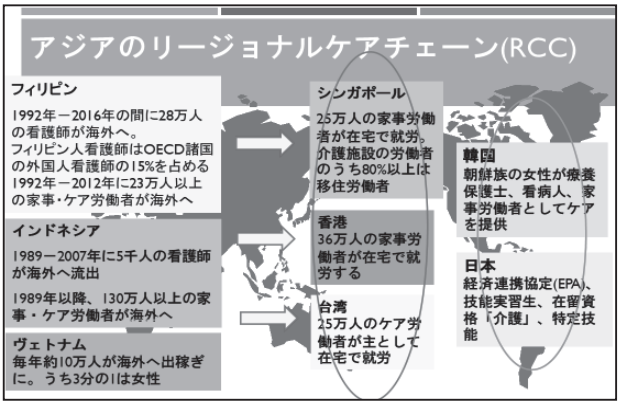

図4

ただ、このケア・チェーンの在り方を見ると、シンガポール・香港・台湾と韓国・日本という二つのグループに分かれると思っています。人数を見ても分かるとおり、すごくアンバランスです。シンガポール、香港、台湾は、人口はそれほど多くないのですけれども、移住労働者受け入れの人数はとても多く、全体としてアジア地域では 100 万人以上のケア労働市場が成立していると思います。その場合、チェーンの端というか、受け入れ先がどうなっているかというと、東アジアの福祉国家は「家族主義的」とか「開発主義的」と言われていたのですが、一つ大きな違いは、ケアを支える公的制度があるかどうかということです。日本と韓国は、介護保険制度があるので、「介護の社会化」を社会保険制度という連帯制度をもって担うということになっています。ところが、香港、シンガポール、台湾の場合には、家族が移住労働者を雇用して、在宅で住み込みで介護をするという形になっているので、ケアのあり方がかなり違った形で成立しています。社会保険による公的制度があるということは、国内の労働者が確保されているということでもあります。また、台湾でも 2015 年に介護サービスというのを法案化したのですけれども、自国の公的ケアシステムの成立と移住ケア労働者の受け入れのシークエンスの違い、つまり公的制度が成立した後で移住労働者を受け入れるのか、移住労働者を受け入れた後で公的ケア制度を作るのかということによっても、かなり違いが出てくると思っています。

日本、韓国、台湾の比較の表があります（図5）。人口規模、高齢化率に照らして世帯数における移

住ケア労働者の比率は、日本と台湾を比べた場合、とても大きな違いがあります。

図5

次に移住労働者の市民権とケアの質に関する図があります（図6）。そこで、縦軸に移住労働者が定住できるか、一時滞在か、横軸にケアを担ううえで何かしらの研修、トレーニングや資格付与みたいなものがあるかどうかということで日本、韓国、台湾、シンガポール、香港を並べてみました。すると、日本の場合、政府が「移民政策がない」と言い切っているように、在留資格に応じてばらばらと断片化された形で移住ケア労働者が労働市場に配置されています。

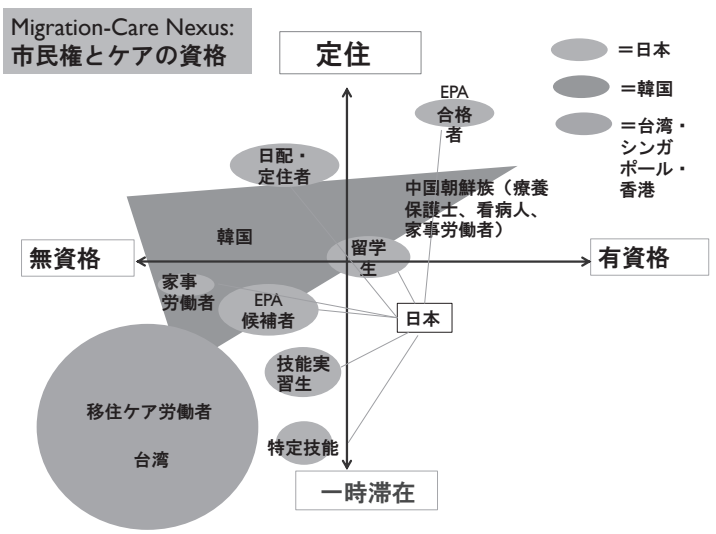

図6

一方、台湾、シンガポール、香港の場合には、20万、30万人規模の移住労働者が「無資格」「一時滞在」という象限に配置されています。ここではケア労働は完全に移住労働者の仕事になってしまっています。韓国の場合には、日本の日系人と同じように中国の朝鮮族の方たちが、身分にもとづく在留資格でどんな仕事をしていても良いという形で滞在しています。実際にどれぐらいの人が家事労働、ケア労働に従事しているかということを正確に把握することはできないので、多くの人たちが「無資格」から「有資格」、「定住」から「一時滞在」の象限に広がっているという状況です。東アジアの福祉国家を考えた

ときに、移住ケア労働者というレンズを通して見ると、けっこう違った形で配置されているということが分かります。私は、「定住／有資格」の象限にどれだけ人を集めることができるかということが、今後のケアの未来を決定するのではないかと思っています。

第2に、現在、入管法が改正になったということで、いろいろな制度枠組みによって、移住労働者が入ってくることになってしまいました。これだけ見ても、すでにかなり複雑だと思われます。結局、ここでこのような形で政策が進んでしまったことで失われたものは何かということを考えると、外国人をどのように受け入れて育てるのか、という議論が全くできなかったことだと思っています（図7）。

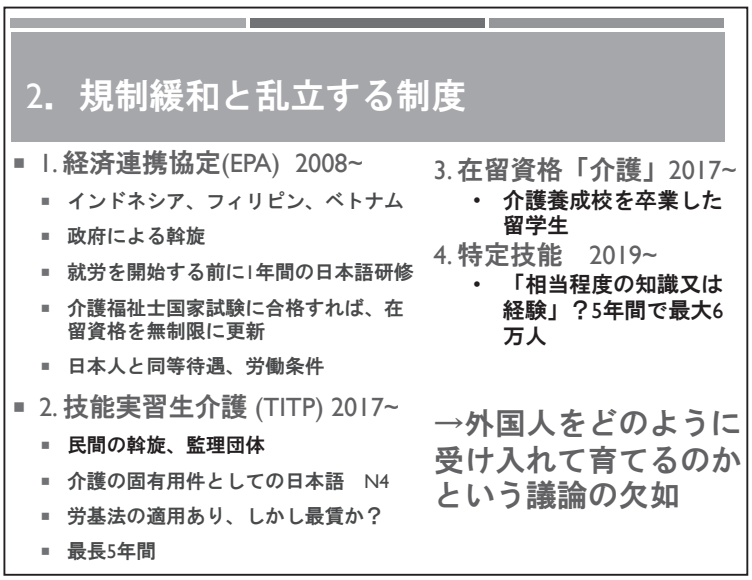

図7

外国人介護士受け入れの制度ですけれども、制度の目的、申請要件、日本語能力、あっせん機関、滞在期間、給与などは全部、ばらばらです。一応、全部「日本人と同等以上」となっているのですけれども、どの日本人と同等以上なのか、全く分かりません。資格要件もばらばら、日本語のレベルもばらばら、トラブルがあったときに解決する窓口というか、ホットラインみたいなものもばらばらです。日本人にとって分かりにくい制度が外国人が分かるはずがないだろうと、通常は考えるわけです。

そして、私自身が非常に大きな問題だと思っているのは、EPA の場合は資格要件が看護大、看護学校卒などとなっているのですが、技能実習生、特定技能に関しても、やはりリクルートメントは看護学校で行われています。けれども、技能実習生、特定技能で来日した看護出身者たちも、EPA で来た人たちも、同じ施設で就労したとしても、入り口が違うだけで給与は違うし、支援のされ方も違うし、将来のキャリアプランも違ってくるということが懸念されています。移住者はすべての制度を正確に理解して応募するわけではないので、非常に不公正な制度ではないかと思います。EPA から特定技能への在留資格の変更などもありますが、不利益変更にならないようにしなければなりません（図8）。

さて第3に、経済連携協定（EPA）が開始されてちょうど 10 年を経て、EPA の経験から何が学べるかということを考えてみたいと思います。EPA の看護師や介護士は、貿易交渉の付属品のような形で入ってくることになりました。外国人看護師と介護士が来るということになり、日本看護協会が「医療の安全性と看護の水準の保障や労働条件を守る」という立場を明確にしたということがあって、候補者にはきちんと日本語教育した後で、看護師は 3 年、介護福祉士は 4 年以内に国家試験に合格をしなければな

	EPA	在留資格「介護」	技能実習生介護	特定技能1号
制度の目的	経済連携の強化	専門的・技術的分野の受け入れ	技能移転	人手不足に対応
申請要件	看護学校卒・大卒＋ケアギバー認定	学校により異なる	18歳以上。前職要件あり。	18歳以上、学歴不問。介護技能評価試験及び介護日本語評価試験に合格
日本語能力	約1年間研修 ベトナムはN3、インドネシアとフィリピンはN5程度	学校により異なる	入国時はN4程度	相当程度の知識と経験
斡旋機関	JICWELS, NB, POEA, DOLAB	民間仲介業者＋介護養成校協会	民間仲介業者＋監理団体＋技能実習機構	民間仲介業者＋登録支援機関+JICWELS
滞在期間	資格を取得すれば無期限に延長可	資格を取得すれば無期限に延長可	最長5年	最長5年
給与	日本人と同等以上	日本人と同等以上	日本人と同等以上	技能実習2号の給与水準を上回ること

図8

らない、という条件がつきました。厚労省はこれを、日本国内の人手不足のために行うものではない、ということで「特例的」受け入れと呼びました。

では、実際、どんな人たちが来ているのでしょうか。こちらの写真は、フィリピンの方で、おばあちゃんが非常にハッピーな表情で対応しているのが分かると思います。実際の現場で彼らは喜ばれていて、利用者さんととてもいい関係を作っています。EPA の方が来るまでは「日本人の介護は日本人にしかできない」と言われていました。でもこの 10 年でその見方が大きく変わったというのは、彼らの存在が大きいだろうと思います。

下の写真は、国家試験の勉強をしているインドネシア人、フィリピン人、ベトナム人です。かなり速いペースで心臓の右心房、右心室、左心房、左心室の働きについて勉強していて、私なんかたじたじになってしまうのですけれども、専門的な勉強にもきちんとついていかれるくらい日本語力もあるし、多くの人たちが看護師なので医療の知識があり、非常にのみ込みが早いです。

向こう側の写真は、ユニットケアでスタッフとして入っているインドネシアの方ですけれども、そのユニットケアの介護士のチームとして写真にも入っています。また、それがちゃんと飾ってあって、チームのメンバーとして非常に活躍をしています。アイさんという方ですけれども、「アイさんが来られるまでは、どなたがこの仕事をされていたのですか」と聞いたところ、パートの方がやっておられたということなので、地域の労働力と外国人労働者との関係というのは今後、見ていかなければいけないテーマだと思っています。

EPA 介護福祉士候補者で入ってきている人たちはどういう人たちかというと、インドネシアの短い時期、2009 ～ 2010 年に来日した人、それからフィリピンの一部の人以外は、ほとんどが看護師です。出身国で看護学校を出た人たちが日本で介護士として働くということです。世界保健機関（WHO）には医療人材のリクルートメントに関する倫理規範があって、日本では全然議論されていないのですけれども、途上国の医療人材が不足しているところから介護士としてリクルートしてしまうというところに、倫理的な問題があると思っています。そして、ジェンダーと国際労働力移動というと、とかく女性にフォーカスが行くのですけれども、向こう側の写真のように、男性介護士もかなりいます。

写真にもあるように、インドネシア人介護福祉士には男性がかなりいます。もともとインドネシアもフィリピンもベトナムも、看護という仕事は、植民地時代に西洋との出会いによって作られていくという過程があります。ところが、近代医療というものが導入されたときに、どういう形で看護という仕事が形成されていったかというのは、宗主国によってけっこう違いがあります。インドネシアの場合には、オランダ東インド会社が入ってきて、公衆衛生を目的として看護師という仕事が形成されます。その際に、文字の読み書きができて移動ができる人、つまり村々を巡回できることが看護師という仕事を行う上で重要でした。そのためインドネシアでは看護師はもともと男性の仕事でした。なので、今でもインドネシアでは 30%ぐらいの看護師さんは、男性です。日本では 10%ぐらいです。

男性介護士が介護現場に入っていくということで、当初は、外国人で男性だと二重に周縁化されていくのではないか、と男性看護師の先生などは心配していたのですけれども、動き出してみたらそんなことはない感じです。これは、先ほどから出ているマスキュリニティという点から見ても、面白いと思います。

では、調査のことについてお話しします。

2012 年に病院や施設に対して、EPA の人たちを受け入れたということに関してどういう負担感があるか、制度の持続可能性を考えるために調査をしました。介護施設の労働力的な負担感というところで見てみると、やはり「国家試験対策」「日本語教育」が突出して高くなっています。来ている人たちはみんな、事前に 1 年間の日本語教育を受けているのですけれども、専門的な国家試験に受かるためには多くのサポートが必要ということで、施設のほうでは負担感を抱えています。反対に、「入居者とのトラブル」というのは、事前に一番心配されていたところなのですけれども、ここに関しては非常に低いということが言えます。

候補者の教育にかける時間とお金については、施設内で介護福祉士の先輩が教えるという場合もあれば、近くにある日本語学校や介護養成校に通ってもらうという場合があり、分けて聞いています。EPA の場合、政府から出る 23 万円ぐらいの補助金を使って、日本語の先生に来てもらう、あるいは介護養成校の先生に来てもらう、あるいは学校に通ってもらうということができます。しかし、この結果を見る限り、全く教育していない、アウトソーシングも全くしていないという施設が一定数あるということが分かります。つまり支援態勢にはかなりばらつきがあるということです。今後入ってくる技能実習、特定技能に関しても、理論的には介護福祉士の試験に合格すれば定住できるということになるのですが、補助金があって、しかも研修計画を出して研修をしなくてはいけないと言っている EPA ですら、やっぱりサポートされない人がいるということが分かります。ご本人たちにインタビューをしたところ、サポートされている人とサポートされていない人とが明確に分かれています。みんな SNS でつながって情報を交換しており、「あっちの施設ではこんなにサポートされているのに、自分のところでは全然サポートされていない」とものすごく大きな不満を抱えています。

2012 年の調査に続いて、その変化を見たいと考え、2019 年にもう一度調査を行いました。対象は、2012 年までに EPA を受け入れている同じ介護施設です。給与以外で候補者受け入れのための追加費用がどれぐらいかかっているか、ということでは、4 年間で平均して 254 万円でした。2012 年から 2019 年の間に「EPA の受け入れの継続性」ということについて尋ねたところ、「受け入れを継続している」が 42%、「いったん中断したが再開」「受け入れをやめた」が、それぞれ 29%でした。

なぜ受け入れを中止したかというと、「教育や国家試験が大変だから」ということで、これは 2012 年のデータと整合性があります。さらにもう一つ、「早期帰国があったから」ということが挙げられていまし

た。ほかには、「事務手続きが大変」「費用対効果が良くない」という理由が挙げられていました。

EPA 介護士の帰国についても尋ねました。「契約終了前帰国」、すなわち国家試験にチャレンジする前に帰国した人がいるというところが、65%です。それから、合格後に帰国したというところが 70%ぐらいの施設に及んでいるということで、試験を受ける前にも帰ってしまうし、合格しても帰ってしまうということで、早期帰国が大きなリスクとして施設の側には認識されているということが分かります。

ただしこのデータで出てきていないのは、小ヶ谷先生からあったように、移動のプロセスにおける移動の主体の問題というのがあります。この調査が行われた後に気がついたのですけれども、いったん合格した人がかなりの数、また戻ってきているのです。EPA の場合には、合格すれば、ずっと継続して働けるということで、いったん帰って、例えば結婚して、子供を産んで、そしてまた戻ってくるという循環が生まれています。

「今後も EPA 候補者を受け入れたいですか?」という調査の続きで言うと「はい」が 62%、「迷っている」が 21%、「いいえ」が 17%でした。「迷っている」と「いいえ」の理由は、「早期に帰国しそうだから」「職員の労働負担」「制度が今後どうなるか分からないから」という回答でした。

しかし、「今後の介護職の人手不足にどう対応しますか?」というところで聞くと、「技能実習生を受け入れる」「介護職の勤務体制や勤務時間を見直し、柔軟にする」「特定技能の外国人介護士に期待する」「設備の機械化やデジタル化で補う」「介護養成校との提携を強化する」「外国人より日本人介護士の育成や確保に力を入れる」「留学生も受け入れる」等々というところです。星印のついているところが、外国人労働者の受け入れに人手不足の解決口を求めている、ということなので、40%ぐらいの施設が、ほかの枠組みで来る外国人を受け入れるというところにかじを切っているということが分かります。EPA 介護士の方によれば、施設から「EPA は高いから、これからはもう入れない」「技能実習生を受け入れる」ということが言われています。ただ、一般的な介護施設に対する調査によれば、「外国人労働者を活用する予定がない」というところが 84%なので、EPA を受け入れてきた施設はかなり先駆的な取り組みをしていて、全部の介護施設がそのような形で一気に動くということではないと思います。

制度的にはいろいろ問題があるのですけれども、現場における人と人との出会い、触れ合いみたいなところからすると、本当に EPA の方たちは評判がよくて、おじいちゃん、おばあちゃんたちも、例えばある介護施設ではインドネシアの B さんがいないと、「今日はいないのね」と言って、つまらなさそうにしているといいます。B さんが夜勤に当たるとおばあちゃんたちが、「今日は B さんが夜勤だから、みんな夜中に騒いじゃだめだよ」という申し合わせをしているというのです。また日本人職員の人は、EPA の人たちがいるとクレームが少ない、という感じで、みんなが EPA の方たちをサポートしようと、介護施設がとても雰囲気がよくなったということがあります。B さんも、施設が東日本大震災のときに被災して、「利用者さんも職員さんも大変な中で、自分だけインドネシアに帰るというのはとても心苦しかった」と言って、帰国の時期を早めて、また戻ってきて働き始めました。こうした話を聞くと、地域における多文化共生は進みつつあると思います。

これは、東京都社会福祉協議会の会員の施設で EPA の人と働いている日本人職員に対して、行ったアンケートです。社会福祉協議会のメンバーなので「優良施設」が多いので、その部分は差し引いて考えないといけないのですけれども、一緒に働いている日本人が EPA 介護士を本当に高く評価しているのです。自由記述のコメントは特別良い回答を選んだわけではなくて、全部同じようなトーンのコメントなのです。

・素直、真面目、分からないことはきちんと聞いてくれる。入居者への対応が優しい
・真面目な姿勢にこちらも身が引き締まります。
・異国の地へ来て、それなりに不安や大変なこともあるでしょうに前向きに資格を取得していこうとする姿勢に敬服します。

日本人も EPA 介護士と一緒に働けてよかったという感触を持っていると思います。

そして、10 年たって介護福祉士の資格を取得した人たちが生まれ、管理職にも昇進し、ケアマネにも合格し、永住権を取得し、そして家族形成している。やはり在留資格が安定していることとキャリアパスがあるということがとても重要だと思います。

EPA の調査結果から見えてきたことは、以下のとおりです（図9）。

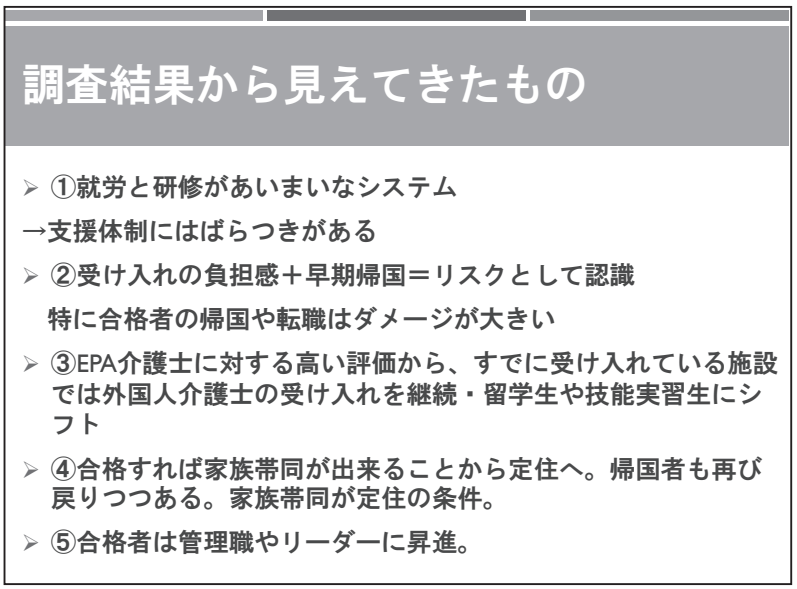

図9

就労と研修があいまいなシステムで、これは技能実習、特定技能にも引き継がれるだろうという気がします。

それに、受け入れの負担感と早期帰国という問題があります。つまり、専門職を育てるには、やはりかなり時間とお金がかかります。そこを全部施設に負わせるということは、リスクだと思います。

それから、EPA 介護士に対する高い評価から、外国人を雇用することに関するアレルギーは随分なくなったと思うのですけれども、その人たちが今度は、技能実習、特定技能へとシフトしてきています。

また、合格すれば家族を帯同することができるということで、定住への道が開かれています。

そして、管理職やリーダーに昇進することができるということです。

EPA は何をもたらしたかということで言えば、まず「外国人による介護」に道を開いたということです。しかも、これまでの日本における外国人労働者の受け入れと比べれば、政府による責任体制と支援がありました。それから、介護福祉士資格を取得するという目標があったので、業務は標準化され、地域におけるいろいろなサポート体制みたいなものもできてきました。ただし、労働問題に対する認識とか対応は不十分なので、今後に持ち越される課題だと思います（図 10）。

しかし、新しい受入れの窓口が開いたことで、規制緩和のリスクについても考えなければなりません。僅か数万人の労働者のために① EPA、②介護養成校の留学生のための在留資格「介護」、③技能実習

生介護、④特定技能介護と4つの制度が調整されずに乱立していて、不透明で不公正な制度になっていると思います。すでに授業をしない日本語学校や規制されない仲介業者が存在しています。やはり買いたたかれるというか、「日本人と同等」というところがどういうふうに解釈されるかということが問題で、結局、同じように看護師資格を持っていたとしても入国の時の枠組みによっては最低賃金で雇用されるということになるではないでしょうか。また、現在、日本人がどんどん離職している有料老人ホームに技能実習、留学生、やがては特定技能という形で外国人が雇用されるということが起きていて、産業自体が拡大を遂げ、市場化を推し進めるために、外国人労働者が利用されていくと思います。

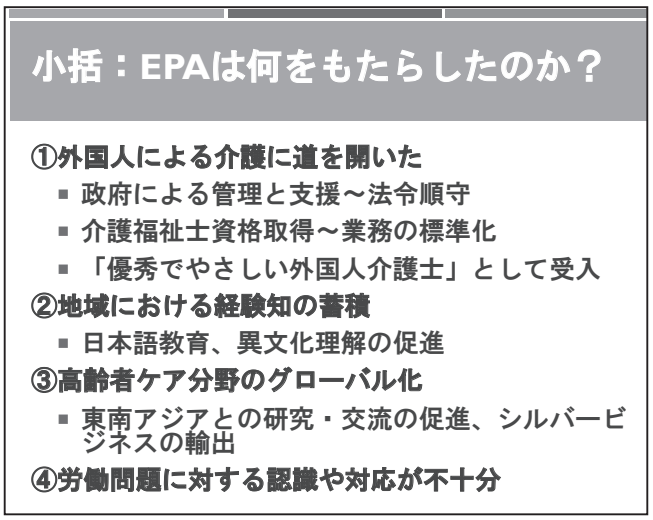

図10

技能実習のことについてはいろいろと問題があるとお聞きになっていると思うのですけれども、介護の分野でもすでに、新日系人に対してかなり奴隷労働的なことが行われています。

そこで私たちが考えなければいけないのは、介護にキャリアパスを作ることで外国人の市民権と介護の質を保証するという、その二つを達成するということで、定住―有資格の象限に人々が移動できるような支援が必要だと思います（図 11）。

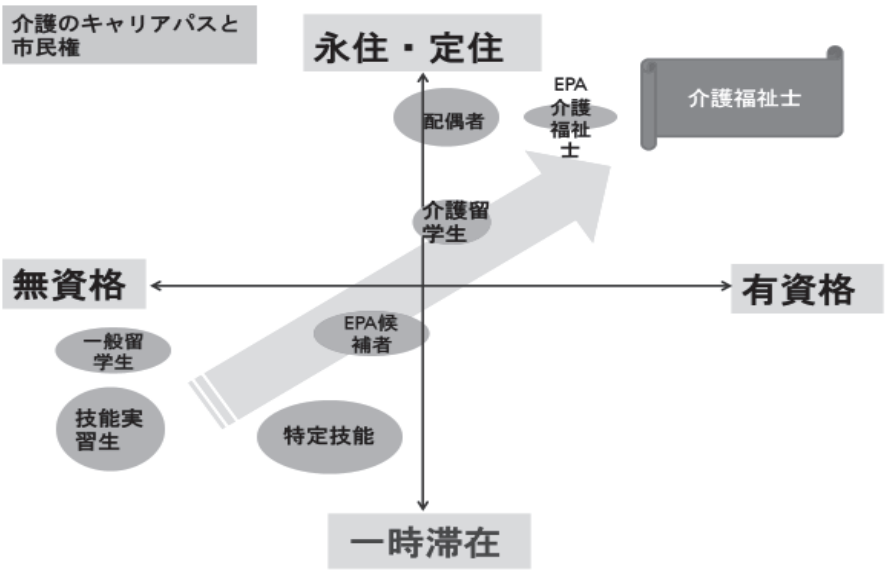

図11

最後に、「地域で育てる外国人介護士」ということです。在日フィリピン人たちが多いのですけれども、その人たちがケア労働の担い手になってきています。そこで、その人たちがきちんと介護福祉士の資格を取れるようにするための活動が墨田区で始まっています。施設、大学、行政、そして地域の NPO が協力をして、すみだ日本語教育支援の会というのを、もう 10 年も開催しています。その中で育ったフィリピ

ン人介護士、それから留学生とかEPAの人たちなどもいるのですけれども、彼らが、「自分たちはいつまでも支援される側ではない。今度は恩返しがしたい」「支える側に回る」ということで、パフォーマンスグループを立ちあげて地域の活動をしています。“It's not just job, it's life ” と書いてあるのですけれども、労働ということだけではなくて、「みんな人生を懸けている」というところを、私たちはきちんと理解しなければいけないと思っています。

移住労働者がケアされなければよいケアは提供できないし、透明で公正な制度設計の必要性を認識し、ケアが多様性を包摂する多文化空間になるのか、あるいは奴隷労働の温床になるのか、という岐路に、私たちはいると思います。

最後に、これは千葉に定住しているインドネシア人の介護士の方達です。家族形成をして子供が生まれているのですけれども、この中には女性が合格して男性を連れてくるということで、「女が先に移り住む」という、伊藤先生が言われていたケースもあります。高齢者ケアをする人たちをこういう形で受け入れるためには、今度は子供たちの保育の問題も考えなければいけません。彼らはこの地域で育っていくということになり、リージョナルなケア・チェーンのほかにローカルなケア・チェーンをどのようにきちんと作っていくのかということも大事だと思っています。

これで終わります。ありがとうございました[1]。(拍手)

(水溜)　どうもありがとうございました。日本における移住ケア労働者の問題について、EPAの制度を中心に詳しくお話しいただきました。そして、介護職への外国人の受け入れについて、今後の課題についてもお示しいただきました。

それではこれで、講演の部を終わりにしたいと思います。

これから休憩に入りますが、後半もスケジュールがタイトなため、5分間前倒しして、3時35分から再開したいと思います。

休憩時間の間に、質問用紙を回収させていただきます。ご記入いただいた方は、用紙をスタッフにお渡しください。

(休　　憩)

1　本報告の参考文献として以下のものを参照した。
Hochschild, A. R, 2000, “Global Care Chains and Emotional Surplus Value,” Eds. W. Hutton and A. Giddens, *On The Edge: Living with Global Capitalism*, London: Jonathan Cape.
Peng, I., 2017, “Explaining Exceptionality: Care and Migration Policies in Japan and South Korea,” Eds. Michel, S. and Peng, I., *Gender, Migration, and the Work of Care: A Multi-Scalar Approach to the Pacific Rim,* Palgrave Macmillan.
Tronto, Joan, 2013, *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice*, New York University Press.
Zimmerman, M., Litt, J., Bose, C, 2006, *Global Dimension of Gender and Care Work*, Stanford Social Sciences.

コメント

（水溜） 時間になりましたので、再開させていただきます。

これから質問用紙を提出される方は、挙手していただければ、スタッフが回収に伺います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに舘田晶子先生からコメントを頂きます。

舘田先生は現在、北海学園大学法学部教授でいらっしゃいます。ご専門は憲法で、外国人の人権や国民概念、国籍法制などが主な研究対象です。最近は、日本の二重国籍問題について幾つかの論考を発表されています。今後は、広く社会の多様性を前提とした人権保障の在り方についても考えていきたいと思っていらっしゃるということです。主著に「人権としての国籍の可能性」[1]、「国籍をめぐる世界の潮流」[2]などがございます。

舘田晶子（北海学園大学法学部教授）

私の専門は、憲法学、法学の分野で、今日のテーマに関しては素人ですけれども、素人なりにいろいろと考えたこともありましたので、それについて若干コメントさせていただければと思っております。

ジェンダーと労働に関わる法的枠組としては、まず世界的には女性差別撤廃条約があり、日本でもこの条約を批准する際に男女雇用機会均等法などの国内法制が整えられてきました。

伊藤先生のご報告は“gender migration”に関する学説史ということでしたけれども、法学分野における状況としては、憲法 14 条の性差別禁止規定との関係で、女性の差別的処遇の違法性や女性が抱えがちな問題を対象としたジェンダー法学という分野が確立しており、2003 年にはジェンダー法学会が設立されています。

性別役割分担意識がジェンダー問題にとって非常に大きなくびきになっているということは法学分野でも強く認識されています。レジュメの最初に挙げた「勤労婦人福祉法」は現在の男女雇用機会均等法の前身ですけれども、この法律は基本理念を定める第 2 条で「勤労婦人は、次代をになう者の生育について重大な役割を有する」と謳っていました。つまり制度の中に、ケア・ワークとか再生産労働が女性の役割であるということが埋め込まれてきているわけです。このように性別役割分担を所与の前提とした制度設計がなされていること、つまり制度設計の段階ですでにバイアスがかかっていることが法の問題点としてかねてより指摘されていました。こういった状況の中で、女性差別撤廃条約の成立とその批准に向けた国内法の整備をきっかけに、国内でも、再生産労働は男女ともに責任を負うものである、ということが、いわば「外圧」によって公的な共通認識とされることになります。条約批准に先だって、上記の勤労婦人福祉法を男女雇用機会均等法として全面リニューアルし、高校家庭科が女子のみ必修から男女共修になりました。また条約批准後も、育児・介護休業に特化した育児介護休業法が整えられていきまし

1　舘田晶子「人権としての国籍の可能性」憲法理論研究会編『憲法の可能性』敬文堂、2019 年、99-114 頁。
2　舘田晶子「国籍をめぐる世界の潮流」国籍問題研究会編著『二重国籍と日本』ちくま新書、2019 年、151-174 頁。

た。以上のような法整備の流れは、再生産労働に関するジェンダーバイアスを解消する方向で社会認識が形成されていく、ひとつの契機になったと思います。

一方で、「アンペイドワーク（無償労働）」を労働として評価するという動きが、恐らく1990年代でしょうか、日本においても見られるようになってきたかと思います。いわゆる「女性の社会進出」に伴って、家事労働がアウトソースされるようになったことも影響しているのだろうと思います。伊藤先生のご報告を伺って、家事労働のペイドワーク化という大きな流れの中に今日のシンポジウムを位置付けることもできるのではないかと感じました。

そこで伊藤先生に伺いたいのは、家事労働がアンペイドワークからペイドワークに進んでいく中での、女性移住労働者の役割といいますか、日本社会との関係です。ある時期から日本において有償労働としての家事労働を女性移住労働者が担うようになっていったという流れかと思いますけれども、「誰が誰にペイしていくのか」という点が気になりました。アンペイドワークがペイドワークになり、移民女性がその担い手となることが、日本社会とりわけ女性の状況にどのような影響を及ぼしているのか、伺えればと思います。

それから、小ヶ谷先生のご報告についてです。外国人労働者の話というとどうしても受け入れる際の入口の問題と、受け入れた後の国内の問題とに関心が寄せられがちなのですけれども、送り出し国側がどのような事情にあるのかというところを、興味深く伺いました。日本の状況を客観化・相対化することにもなると思いました。

また送り出した先での処遇、あるいはさまざまな問題について、送り出し国側で対処する態勢が整っているというのは、非常に重要なことだと思います。といいますのも、受け入れ国側はどうしても、自国民ではないということから対応がおろそかになってしまうところがあります。来てくれなくては困るから受け入れているのに、問題への対応がおろそかになるというのはこれはこれで問題ですが、だからこそ、送り出し国や労働者自身がどういった形で地域に参加していくか、あるいは地域の中で自分たちの権利をどのように確保していくか、ということは、非常に重要だと思います。

女性移住労働者というのはどうしても、「二重のマイノリティ」の状態に置かれることが多い、つまり社会的に弱い立場に置かれることが多いので、とりわけ移住先での連帯というのは非常に重要なことだと思います。外国人の連帯と地域参加という意味では、レジュメに書いた「外国人会議」が先例としてあります。川崎市の外国人市民代表者会議がその最初の例ですが、これはオールドカマー、つまり在日の方達が中心になって展開された外国人参政権運動の流れの中で、外国人の地方政治への参加形態のひとつとして1996年にスタートしたものです。その前年、最高裁で、公職選挙法を改正して外国人に地方参政権を認めることも可能であるという判決が出ています。外国人の政治参加の機運もあって、当時大変先駆的なものとして注目されました。こういった地方行政への働きかけや市民としての参加がニューカマーの皆さんの中でも起こっているという状況を伺って、大変心強く感じました。

そういう状況の中で、受け入れ国側での連帯が具体的にどういう形でなされ、どういう形で主張につながっているのかということを、もう少し踏み込んで中で伺いたいと思いました。特に男性のケア労働者もたくさん日本に来ているという話を伺ってなるほどと思ったのですけれども、そうした男女を超えた連帯というのがどのような形で存在しているのか、そういうことも伺いたいです。

小川先生のご報告ですが、ご指摘されていたことはまさに法制度の問題でもあります。いろいろな在留資格制度が乱立しており、これによってさまざまな問題が生じているというご指摘は、全くそのとおり

だと思います。外国人政策について統一的な政策がないというのは、政治的な事情も大きく影響しているものと思われます。人材が欲しいという経済界の要請と、政権の支持母体である保守層との板挟みで、現政権は「移民」という用語を忌避して「外国人材」という不思議な用語を生み出しました。このような状況では、包括的・統一的な政策は期待できないと思います。

出入国については国家の主権的裁量に委ねられている、という国際慣習法があって、それぞれの国がそれぞれ自由に外国人の出入国や在留のルールを決めていいという発想が、一方にあります。しかしながらもう一方では、人権保障と内外人平等というのも国際的な要請です。このパラドックスをどう解決したらよいのか、未だに有効な法理論が確立していないというのが現状です。

このような日本の状況を考えますと、こういう国が果たして今後、海外からの労働者の移住先として魅力的といえるのかどうか、そこが心配なところです。人材は必要だけれども人が入ってこない、この国は選ばれないのではないか、ということです。この点についても、議論があればお話を伺いたいです。

（水溜） 続いて、安部由起子先生からコメントを頂きます。

安部先生は、北海道大学経済学研究院教授でいらっしゃいます。専門分野は、労働経済学です。最近の研究テーマは、女性就業の地域差、シングルマザーの地域的分布などです。そのほか、北海道におけるベトナム人技能実習生に関する研究グループにも参加されていらっしゃいます。主著に“Transplanting corporate culture across international borders: Foreign direct investment and female employment in Japan”[3]、“Intra-metropolitan spatial patterns of female labor force participation and commute times in Tokyo”[4] などがございます。

安部由起子（北海道大学経済学研究院教授）

本日はこのような機会を与えていただき、大変ありがとうございます。私などは、今日いらしている皆さんに比べるとこの分野の研究というのは全然していないに等しいのですけれども、3人の先生がたの報告を大変新鮮にお聞きしました。どうもありがとうございます。

それで、私なりに3人の先生がたの報告をざっくりまとめるといいますか、図式の中で考えてみますと、一つは、受け入れ国において日本人と外国人の労働者が平等であるか、という視点があると思います。例えば、外国人労働者の人権が守られているか、生活の困難 —— これが全くないということはありえないと思いますので —— が、大き過ぎることはないか。あるいは、これは労働に関することですけれども、移民であるがゆえに、日本人よりも大幅な低賃金であったり、労働条件の悪い働き方をするという結果になっていないか、といった「日本人との平等」みたいな視点が一つ、あると思います。

もう一つの視点として、「送り出し国でのジェンダー」と書いたのですけれども、これは大変興味深いと私は感じました。後で小ヶ谷先生に対するコメントのところでもっと詳しく、具体的に説明させていただきますけれども、出稼ぎに行って、当然ですけれどもお金を稼いでくる。それを生まれ育った家族ない

3 Nami Kodama, Beata Javorcik, and Yukiko Abe, “Transplanting corporate culture across international borders: Foreign direct investiment and female employment in Japan,” *The World Economy*, 2018, 41 (5): 1148-1165.

4 Mizuki Kawabata and Yukiko Abe, “Intra-metropolitan spatial patterns of female labor force participation and commute times in Tokyo,” *Regional Science and Urban Economics*, 2018, 68: 291-303.

し自分が形成した家族に持ち帰る、あるいは送るといったことが、出稼ぎをしている女性労働者の家計における経済的地位を変えるのではないかという視点が、私には非常に興味深く感じられました。一つには、経済学の中で、家計の中における力の配分はけっこう大きな研究テーマになっているということも、そういう理解に影響したかと思います。家計の中でパワーバランスみたいなものが変わると、今度は社会の中での女性の地位、これは例えば送り出し国であるフィリピンにおける女性の地位にどのようにつながるのか、といった視点も興味深いと思いました。

それではまず、三つの報告へのコメントを先にさせていただき、時間が余りましたら、私が日ごろから考えていることを最後に述べさせていただきたいと思います。

まず、伊藤先生のご報告へのコメント、質問です。

例えば家事をアウトソースするという場合、アウトソースするか、あるいは家族のメンバー、例えばお母さんが家事をするかというときに、お母さんの稼げるものがアウトソースにかかる代金を１時間当たりで上回らない限りは、経済合理性がないということになると思います。一種、女性の中で賃金格差があることがこのアウトソースが経済合理的に成り立つための前提であるような構造があります。例えば移民というコンテクストで考えると、先進国で普通に……というか、正規雇用で稼げる賃金と移民労働者が要求する賃金を比べると、後者のほうが安いので、それで実際にはアウトソースが経済合理的に成り立つという構造があると考えられますが、その根本は何かというと、国際的な賃金格差です。

それで、日本人との平等ということを考えますと、完全に平等にするということではなくても、国際的な賃金格差というものを日本の側でどの程度まで是正すべきか、また実際、どういう手段を使うか。最低賃金、同一労働同一賃金、その他といろいろ手段としてはありえると思いますが、具体的にどうするか、そのアイデアを伺えればと思います。

次に、小ヶ谷先生のご報告へのコメント、質問です。

こちらのご報告で大変興味深かったのは、ケア・チェインというところです。ケアの連鎖については、伊藤先生も小ヶ谷先生もけっこうお答えいただいたのでだいぶ分かったのですけれども、繰り返しますと、女性の家庭内での地位あるいは社会においての地位が移民労働によってどのように変わっているのか、その実態をご説明いただければと思います。

小川先生のご報告に対してですが、EPA に関する実績のことで大変ショックだったといいますか、問題と思えるのは、合格率が低いということです。もう一つは、合格しても帰ってしまうということ。日本として国も受け入れ先も大変なコストを払っているのに、そのコストが回収できていないのではないか、ということが考えられるのですけれども、ここをどういうふうにしていったらいいか。それに関してアイデアがあれば、伺いたいと思います。

ここからは、時間が許す範囲で、先ほど申したことを少し補足させていただきます。家事労働のアウトソーシングが経済合理的に成り立つためには、お母さんの時間当たりの賃金が、家事労働を利用するときに払う１時間当たりのコストよりも高くないといけない。アウトソースというのが経済合理的でないと、女性は仕事を辞めて家事労働をするという結果になる。しかし、「女性の時給 ≥ ベビーシッターに払う時間あたり費用」と書いたのですけれども、幼保無償化というような形で税金を投入するようなことをすれば、賃金格差があまり大きくなくてもこの不等号は成り立って、母親は就業を続けられるという状態に持っていけるかもしれません。

移民に関してこのことを考えますと、移民というのは基本的には経済合理的だと考えられます。移民す

る側から見ると、母国の状態よりも状況がよくなるから移民をしているということです。移民を受け入れる側から見ても、例えば家事を外注できるとか、人手不足の産業で働いてくれるというような形で、経済厚生が上がっているということがあります。けれども実際問題としては、私もこういう研究等を多々目にするのですけれども、高い教育水準や技能を持ちながらも、その技能とは関係ない、例えば家事労働に従事する場合があります。高賃金国、すなわち先進国の低賃金労働の賃金が、母国の専門職、例えば学校の先生の賃金よりも高い場合が多々あります。この根源は、国際的な賃金格差です。しかし、生まれる国は、自分で選べるわけではありません。移民する側も受け入れる側も両方よくなっているということですから、これを経済学では効率的と言うのですけれども、何が公平かというのは、効率とはまた別の問題です。

繰り返しますが、どの国に生まれるか、それを選べるわけではありません。大きな国際的な賃金格差が存在しているという実態と、それを顕在化させる不平等があるのではないかと思います。恐らく今、われわれが考えなくてはいけないのは、その国際的な賃金格差の実態がある中で、日本としてどのような政策をとるのかという点ではないかと思います。

以上です。どうもありがとうございました。（拍手）

ディスカッション

（水溜） それでは、ディスカッションに移りたいと思います。

館田先生と安部先生からコメントを頂きました。お 2 人のコメントにつきまして、伊藤先生から順にリプライをお願いします。

（伊藤） 館田先生のご質問の趣旨は、この間、男女平等に関するさまざまな法律化が進んでいく一方で、アンペイドワークについて言えば、それがペイドワークに転換する動きもある。そのペイドワークになった部分に女性移住労働者が入ってくるということが一体、男女平等への動きとどう関係あるか ―― ということでしょうか。

（館田） それももちろんあります。それと、上野先生の「ケア労働者や家事労働者の不足が、外国人労働者への負担の転嫁を通じて解決されることをよしとしません」という発言のご紹介がありましたが、女性移住労働者を入れることによって日本の女性が家事労働から解放される、という現象が実際にあるのかどうかということです。上野先生が懸念したようなことが実際に起こったのか、あるいは起こりうるのか。日本女性が解放されるために外国人女性を入れている、という図式が、果たして成り立っているのかどうかということを伺いたいです。

（伊藤） 今日は話題になっていませんが、安倍政権のもとでは 2015 年の改正国家戦略特区法に基づいて幾つかの特区において家事労働者を海外から受け入れることが可能となり、現実に今、進めつつあります。ところが、これを進めるときには在日米国商工会議所の働きかけがありました。そこに集まる外資企業の女性役員や女性の経済人から、アメリカや海外に見られるベビーシッターや家事労働者、特に英語を話せる人を日本でも働けるようにできないか、という求めがあり、それは日本の女性たちにとって有益ではないか、というような議論が、たしか経済財政諮問会議であったと思います。

その後の展開を見ると、もっと明確に分かってきたことがあります。今の東京都知事や横浜市長が特区で考えていることは、外資を招き寄せたいということです。例えば日産のゴーンさんなど、国境を越えて経営に携わるようなエリート層の再生産は、ナショナルな再生産の仕組みに依拠しているわけではありません。家事労働者の一部の人たちは、雇い主家族と一緒に移動します。超エリートの人たちは家庭内にそういう再生産労働を確保するわけです。特区の中で目指されていることの一つは、外資呼び込みとの関係で、彼らが言う「家事支援人材」を入れるということです。なので、はっきり言って、日本人女性との関係ではないのです。そこを女性活躍推進法という法律と組み合わせていますが、階層的に言うと、上のエリートの人々が暮らしやすくなるための規制緩和なわけです。この場合は、出入国管理法の規制緩和です。家事労働者は入れてはいけないことになっていたわけですから。それを規制緩和するわけです。そういうことなので、上野さんのご心配は少なくとも家事労働者について言えば、あたらない。全然違うところで話が動いているということです。

では介護のほうはどうか。介護のほうは小川先生の専門ですが、日本の介護保険制定後も、在宅介護を中心に考えてきている。ところが、訪問介護についてはずっと、外国から来る労働者を入れないということで、境界線を引いていたわけです。基本的には施設の中だけでの雇用だったわけです。

今までのところは施設介護の中でケア労働者を中心的に海外から入れよう、という話です。

ジェンダー関係へのインパクトを考えるには、家族介護のありようと施設介護のありようとがどのようにリンクしているのかというのも、重要なポイントだと思っています。経済合理的に計算することが本当に可能かどうかということについて、今の介護保険の状況を考えると、分からないと思います。

もう一つ、安部先生から、国際的賃金格差についてどのように是正することが可能か、というご質問がありました。この問題については小ヶ谷先生のほうが詳しいと思いますけれども、日本の場合、介護ではないけれども家事支援人材を特区の中に入れるという場合に、来る労働者に対してどこの家事代行サービスの企業がいくら払うかということを、POEA（フィリピンの海外雇用庁）は事前に試算を出しています。それで、この部分は住居、この部分は保険や税金というふうに、ちゃんと内訳を考えています。本当に企業がいくらどのような条件で給料を出すのかということについて、企業にインタビューをするのです。そのことでどの程度統制できているか分かりませんけれども、POEAの側にそういう意思はあると思います。私は、この動きと、日本の労働組合あるいは市民団体が連携することが大事ではないかと思っています。他方で、あまり知られていませんが、移住連は省庁交渉を行って移住労働者の就労や生活条件の是正を試みています。NGOや労組は事態の是正に向けて奮闘しているけれどもなかなか成果がすぐには出てこない。

（水溜） 次に小ヶ谷先生、よろしくお願いします。

（小ヶ谷） コメント、ありがとうございました。館田先生から頂いたコメントから、「送り出し国に関する理解の不足がある」と思っていただけたことを知って、すごくうれしく思いました。と同時に、POEAという海外出稼ぎ専門の役所が最近、特に日本に関してはかなり細かい情報を出しています。「こうしたことに気をつけなさい」とか、労働者が被害に遭ったときに各大使館の労働部門が動いたりしているということなどです。他方で、例えばNGOなどで移住労働者、海外フィリピン人のサポートをしている人たちなどに言わせると、フィリピンは、たしかにほかの送り出し国と比べれば、送り出し国としての責任みたいなものが感じられるけれども、フィリピンの中の官僚が海外出稼ぎ者たちをどう見ているかというと、「国を支えてくれる英雄」と持ち上げながら、結局は外貨の稼ぎ手としか見ていなくていて、そこではぬぐい去れない階級差がある、という見方もあります。そのあたりは見極めが難しいと思っています。

ちょうど川崎市の市民代表者会議の話が出ましたので、皆さんにご紹介し、一緒に考えたいと思ったことがあります。

2週間前に、年に1回ある、川崎市外国人市民代表者会議のオープン会議が開催されました。国政もそうですけれども地方参政権がない日本で、市政に外国籍市民の意見を反映させるために、日本で初めてできた会議です。そこのオープン会議でコメントをする機会があり、そのときに代表者の方達とお会いしました。もちろんのことですが、男性も女性もいました。ここで皆さん共有したいことは、川崎の市民代表者会議は応募者が非常に多く、倍率が3倍ぐらいだそうです。私はその事情を知らず、各エスニック・グループの代表の人たちが順繰りに担当しているのではないか、などと考えていました。ところが、メンバーは書類選考と面接で選ばれるのですけれども、「代表者になりたい」という強い気持ちの人たちがとても多いのです。自分の住んでいる川崎市の市政に自分の意見を反映させたい、という外国籍市民がとても多いということに、私はとても感銘を受けました。

その中で、在日歴が長いフィリピン女性と話したのですけれども、彼女は医療通訳の場でものすご

く活躍している人です。札幌や北海道にもそういう制度があると思うのですが、医療通訳というのはとても重要な仕事です。とても高度な、しかも言語だけではなくて、心や体を傷めている人にその内容を伝えるという意味で、ソーシャルワーカー的な仕事もしなければいけないわけです。そういう仕事に携わっている人たちは、いわゆる有償ボランティアという形ではありますが、それでも有償ボランティアの“有償”の部分がとても少なくて、ほとんど持ち出しになっています。それでも地域のため、同じ外国籍の人のためにやっている、ということを話していました。それも感銘を受けたのですけれども、やはり日本の中で暮らしていて、かつほぼ持ち出しがあるような、でも非常に高度な専門性が求められるようなボランティアに就く在日外国人というと、日本の中では女性の比率がかなり高いと考えています。フィリピンの人たちの場合は、ほとんどそうだと思います。その意味では、地域の中で重要な役割を外国籍市民の人たちが担っていくのですけれども、その中で一種の「善意の搾取」がかなりジェンダー不均衡な形で表れることもあると思っていたところだったので、川崎の話はきっかけになりました。

受け入れ国での女性移住労働者の連帯、男性労働者との連帯、という点については、かつて短い期間で何回か香港とシンガポールで調査していたことがあるのですけれども、圧倒的に女性労働者が多いです。100％が女性ということではないのですけれども、移住家事労働者の中で女性が非常に多い。もちろん男性もいますが、その意味で男性が非常に見えにくくなっていると思いました。

受け入れ国の文脈が違うので比較は難しいのですけれども、私はイタリアのローマでフィリピン人コミュニティの調査をしたことがあります。そのときに ―― 先ほどの伊藤先生の報告にもあったように ―― 妻が先に来て、その後、夫が呼び寄せられる。また息子も呼び寄せられて、家族でイタリアに移住して生活しているというフィリピンの人たちがいて、そこで教会を中心にコミュニティができています。そういうときのリーダーシップみたいなものは比較的男性が多いというか、男性のほうがリーダーシップをとりたがる傾向があるように思いました。そんなことを少し思い出しました。

それから、安部先生のコメントですが、私はもともとフィリピン側のことを研究したいと思ったときに、まさに「移住の女性化」が進むことによって、フィリピンの中での女性の地位が上がる、世帯内での地位が上がるのではないかという、仮説を持って修士の時に調査に行きました。一つは、世帯内での地位の評価を計測するのは本当に難しいということです。少なくとも、海外で女性たちが稼いできたお金の額によって世帯内の役割が大きく変化するわけではないということが、私が行った調査でわかりました。母親が出稼ぎに行き、父親が農業をやっていた場合、母親の稼いだ金額のほうが多かったけれども、主要な稼ぎ手はやっぱり、農業をやっている父親だった、と解釈されていたということがありました。そんなふうにローカルなジェンダー規範を使って、移住労働を「再解釈する」ということがけっこうあると思っています。それを考えると、少なくとも女性の海外出稼ぎによってジェンダー関係がドラスティックに変わるということではないのではないか、当時から考えていました。そして、その後にシバ・ジョージの本などを読んだわけです。

彼女も、ジェンダー関係というのは、「弾性」があると言っています。外からの影響があって変わりかかっても、それを引き戻すような性質を持っている、という議論があったのですが、そういうことはフィリピンにも当てはまるのではないかと思います。

もう一つ、先ほど『ANAK』の映画の紹介をしたときに強調しそびれてしまったことがあります。あの映画の中で、母親の不在が子どもたちや周囲の人間から責められるということがあるのですけれども、そのときに「父親が海外に出稼ぎに行くと、立派な父親として褒められる。でも母親は、経済的

に家族を支えていてもなお、不在を責められる」という象徴的なセリフがあります。要は男性にとって、少なくとも出身国の側から見ると、海外出稼ぎに行くということはマスキュリニティが完璧に高められていくプロセスになります。一方、女性の側は ── もちろん経済的に家族を支えるということは重要だけれども、同時に、家庭にある母という役割を果たせていない、と言われる。今は通信手段が発達していて、スマホなどで連絡を取ることはできますが、それでも母親が不在であることに対する社会のまなざしはけっこう強かったりするので、女性にとってはとても難しいことだと考えます。

家族と送金の関係に関しても追加でお話させてください。

イタリアのフィリピン人コミュニティの女性リーダーたちのグループがあるのですけれども、その人たちが報告していることの中には、ローマで働いているフィリピン人の人たちは、イタリアで稼いだお金に加えて、借金をして送金し続けます。だから、借金が返せるぐらいまで稼げるようになるために、ずっと働き続けるわけです。それが先ほどのパレーニャスの高齢化の話ともつながっていくのだと思います。つまり、「帰れない」という状態になっていく人たちというのもいるということです。そういう場合が女性に多い、という研究もあります。

（小川）　まず、館田先生のコメントのほうから考えてみたいと思います。

日本は労働移住先として選ばれるのかどうか。複雑な制度設計プラス、人権侵害状況への効果的対応の遅れがある、というのは、まさにそうだと思います。この危機意識を多くの方に共有してほしいし、特に政府には共有してほしいと思っています。

国際的な潮流を見ると、この間、移住労働、migration に関してのガバナンスの強化ということが叫ばれていて、昨年、“Global Compact for Migration” というのが国連で採択されました。一つの約束事なのですけれども、いろんなところで 2014 年、2015 年以降、「移民難民危機」があり、移住の過程で命を落としたり、排外主義的な世論の高まりがあって、移民問題というのが非常に政治化しました。その中で、いかにして「安全な移動」を確保するか、安全で正規の移動を確保するかということが国際社会の中で議論されてくる中で、グローバルコンパクトというのが採択され、2030 年までの「持続可能な開発目標（SDGs）」の中の、不平等を解決する目標 10 の 10.7 というターゲットのところに「安全で、正規の秩序立った移動」ということが含まれて、国際社会として移住の問題をきちんと取り上げていこうという動きが、初めて見られました。なので、このような動きというのは、けっこういろいろなところでインパクトを与えているのではないかと思っています。

もちろん国際法的な枠組みとしては、移住労働者というのは、国を出る権利はあるけれども、ある国に入る権利はない。国家の裁量権というものと普遍的な人権との間のジレンマの中に置かれているということはあるのですけれども、やはりその中で、人の安全な移動を確保しようという国際社会の動きがあり、政府のほうでも一応 SDGs などを掲げてやっているので、そういった動きをきちんと取り入れてほしいと思います。

もう一つはやはり、送り出し国における「送り出しのガバナンス」というものが最近、強まってきたのではないかと思っています。小ヶ谷先生のほうからフィリピンの例が挙げられていましたが、フィリピンは先行事例として、70 年代から送り出しをしてきていますが、ものすごくたくさんの人権侵害などのトラブルがありました。フィリピンは民主化されているので、「自国民保護」をするようにと政府を批判する市民社会の動きも大きく、この間、OFW の保護の枠組みというのを曲がりなりにも作ってきたという実績があり、フィリピンの POEA、それから日本にあるフィリピン大使館の中の POLO（フィリピン海

外労働事務所）がきちんと機能する形でフィリピン人の保護に乗り出しています。

またベトナムなどでも送り出し機関協会みたいなものが作られていて、そこがILOと一緒になって、送り出しのための行動規範を採択しています。その行動規範の中には、例えばあっせん料の問題であったり、契約書は出発5日前に渡さなければいけないとか、トラブルがあったらすぐに報告しろといった、とにかく「人権を守る立場にある」という、いわゆるグローバルコンパクトとかグローバルガバナンスみたいなところで言われているようなことが規範として入っていて、送り出し機関の協会がベトナムから海外に出る人たちに対して、一応保障することになっています。もちろん、腐敗していたりいろんなことが不透明だったりという問題はあるのですけれども、この送り出し機関はその行動綱領に従って、毎年モニタリングをしていて、自分たちを格付けしています。なので、いいところは五つ星、四つ星、三つ星ということになっていて、その格付けを公開しています。例えば、ベトナム人労働者がAという機関を通じて日本に来る。でも、そこの行動規範に書かれていることに違反していたり、政府の取り決めている手数料以上に取られた、搾取されたという場合には、一応報告できることになっています。例えば、ここの格付機関は五つ星だけれども、実際はこんなことがあった、あんなことがあったということを公開することによって、みんなが異議申し立てをすることができる仕組みは整えている。もちろん、それで言うかどうかという問題はあって、今現在、そこまでドラスティックに改善されているかと言われると、なかなか難しいかとは思います。でも、少なくともそういう形で、労働市場における搾取の問題、腐敗の問題を何とかしていこうという浄化作用が働いていて、そこに国際機関などもバックアップしているという意味で、送り出し国の側でも移住にかかわる問題をなるべく透明化していこう、クリーンにしていこう、エシカルにしていこうという動きはあります。

もう一つ、ビジネスと人権という観点から国連が採択した「ビジネスと人権に関する規範」というのがあります。それによると、サプライチェーンにおける人権侵害をきちんと見ていかなくてはいけない、ということが言われています。そこで、A国やB国で調達された原材料を、C国で加工して組み立てた、ということになると、A国、B国における生産工程をきちんと見ていって、そこにおける人権侵害がないかどうかをきちんと見ていこうということになっています。経団連も企業行動憲章などに入れてはいるのですけれども、そういう意味で、国がやらなくてはいけないこと、企業がやらなくてはいないことが、ものすごくたくさんあるのではないかと思っています。特に日本以外の他の受け入れ国との間の賃金格差がどんどん縮小していて、送り出し国との間の賃金格差もどんどん縮小している、といったときに、日本が選ばれるかという問題は私たち全員にかかわる問題として、やはりきちんと考えなければいけないと思っています。

そして、安部先生からは「コストが回収できているのでしょうか」というご質問を頂きましたが、まさにそのとおりだと思うのです。莫大な税金をつぎ込んで日本語教育をし、来た方達が合格して、定着せずに帰ってしまうという状況をどう考えるかということですけれども、「回収できているか」というのをだれの視点で考えるか、ということにもよると思います。

そこで、日本政府として回収できているか、と言われると、何をもってできていると考えるかということになると思うのですけれども、帰国した多くの人たちは日系企業に就職しています。それで、日系企業としては、日本語がよくできて日本で働いた経験のある優秀な人材を雇用できている、と考えるので、利益を一番得ているのは日本企業だと思います。

また、送り出し機関に雇用されている帰国者も、たくさんいます。送り出し機関に雇用されている

人たちは、今度日本に来る人たちの教育に携わっています。なので、日本語教育だったり介護だったり、そういうところで働いています。看護師に戻る人たちは、残念ながら非常に数が少ない。どうしてかというと、労働条件だったり賃金が低いという問題に加えて、看護師としての教育を受けていて、4年ぐらい日本に滞在していると、やはり看護師としてのスキルが落ちます。例えば注射を4年間していなくて、それで注射をするというと、すごく大変なことになります。なのでその部分は、「ディスキリング(deskilling)」と言うのですけれども、技術が落ちてしまいます。ということで、看護師としては復職できないということがあります。つまり、送り出し国の医療人材を日本で育て、帰国しても活かせる技能を身に着けるようにするのではなく、税金で育てられた医療人材を日本企業が違う分野の即戦力として雇用するという歪んだ制度なので、「回収」をどの立場で考えるかということが、けっこう複雑だと思っています。

(水溜) 続いて、会場との質疑応答に移らせていただきます。初めに申し上げましたように、皆さんにご提出いただいた質問用紙を基にして回答していただきます。時間の関係から、取りあげることのできないご質問もあるかもしれませんが、ご了承願います。

それでは、伊藤先生からお願いします。

(伊藤) 質問は「多文化共生ができない日本社会の変革の道筋は?」(笑い)ということで、大変大きなお題を頂きました。

日本人の人権保障をしっかり進めることがまず、大事だと思います。日本には、韓国にもありインドネシアにもあり、アジアの国々やフィリピンにももちろんある、国内人権機関という機関がありません。これはNational Human Rights Institutionと言うのですけれども、国連が1993年に採択した「パリ原則」というのがあって、それは「各国の政府は、政府から独立した人権保障を行う機関を置くこと」と定めています。それを日本は実施していません。日本は法務省の内部に人権擁護局を置いています。ところが、法務省自体が人権侵害を行った場合、これを規制することができません。それは外国人の長期収容といった問題にもうかがえます。政府と独立した国内人権機関は日本人の権利状況を是正するためにも重要です。それがあって初めて、外国人や移民の状況はよくなると思います。

2番目に、日本語を教えるコストがかかる、と先ほど話し合いましたけれども、日本語で当事者本人が発言できる場所も必要ですし、能力を持つことが大事です。それについては、英語をやればいいでしょ?という話では全くないと思います。

3番目に、「継承言語」についてですが、その人の文化、民族を否定するような教育を、子供たちにしてはいけません。海外から来ている人の子供たちが自分の家族、家庭にある文化について胸を張れるような、尊敬されるような、尊重されるような社会を作ることが重要で、そのためには継承言語と呼ばれる言語がその子供たちにも与えられ、そしてそれについて、周囲のそうではない子供たちにも理解が得られるような教育の現場が重要だと思います。

大学においても、教室に入ったときに私は最初に言うのですけれども、「この教室にはいわゆる『日本人』と思われているような人たちばかりではなく、留学生はもちろんのこと、親が海外から来ている人たちがいる可能性が十分にあるので、発言するときにもそのことをいつも思い浮かべながら授業をしましょう」と言います。そういう想像力が足りないと、知らないところで傷つけていって、その人たちは私たちの社会への関心も持たなければ信頼も置けないようになると思います。

(小ヶ谷) 伊藤先生が言われたことは、そのとおりだと思います。やはり、大学の場にもものすごくミッ

クスルーツの人たちが増えています。それは、日本の大学の環境においてはとても素晴らしいことだと思っています。その意味では日本人、外国人という二項対立が解けていく現場というのは、大学とか教育の中にはすごくあると思っています。

ご質問いただき、ありがとうございます。「日本における外国人研修生に対する虐待や長時間労働の押しつけの例は近年、多発しているようだ。法律の制限力の弱い、まち離れの地域 ── これは恐らく「過疎地域」という意味だと思うのですけれども ── においてこういうことが起こったとき、何かよい解決策はあるだろうか」というご質問です。先ほどの香港などの話にあった、虐待をしたという人の話にかかわりがあるのかと思います。

都市部と地方で法律の制限力の強さがどのように違うか、それをはっきりさせるのはなかなか難しいところがあると思います。ただ、どうしてもどんな国にあっても、日本の技能実習生を含めて、移住労働者が働いている場というのは社会から見えにくいところが多いと思うので、そこに対してどこまで監視の目を周囲が持てるかというのは、とても大きな共通する課題だと思います。

例えば、地方の工場にいる外国人技能実習生や農業の分野にいる技能実習生などは、当たっているかどうか分かりませんけれども、以前、私は根室に住んでいたことがあるのですが、そういうところの話を聞くと、地域社会の中では「○○さんの会社は外国人を雇ってる」「○○さんのところには、どこの国の人が何人いる」といった情報は、かなり共有されているそうです。その中で、周りの人が、就労状況のひどさとか、こういうことが起こっているのではないかということに気がついて、雇用主ではない、周囲の人たちが、技能実習生の労働環境についてどれだけ関心を持つか、といったことが、割合と重要なことではないかと思いました。

直接、技能実習生の相談を受けるということは私自身はないのですけれども、私の周りの研究仲間、私の院生などで技能実習の研究をしている人のところには、SNS ですごく連絡が来ています。そうするとすぐに彼女も知り合いの人に連絡を取っていて、言ってみれば連絡網みたいなものが今の時代、できやすいというところもあります。そういうものをフルに使いながら、何重にも権利を守るという視点を根付かせていくということが重要ではないかと思っています。

(小川) ご質問、ありがとうございます。私あてではないのですが、「北大の場合、介護のパーソナルアシスタントで、資格なしで留学生やそのパートナーがその介護領域に入っています。いわゆる正規労働というより、介助を受ける人と外国人労働者間で、日本語レベル階級やキャリアパスなどの状況が少し違うと思いますが、ご存じのことはありますか」というご質問です。

私は北大のシステムはよく分からないのですけれども、留学生はたくさん、介護の施設などで働いています。普通に、アルバイトという形になると思います。日本語レベルによってできることがかなり違っていて、掃除だけしているとか、集中的に夜勤にだけ入っているという人もいます。また、トレーニングされていない人が人の命を預かるということについて、私たちはもうちょっとちゃんと考えないといけないのではないかと思います。

2 番目の質問は、「移住労働者の未来について、透明で公正な制度設計の必要性を挙げておられるが、その実効性をどのように確立しますか」というものです。

先ほど出ているとおり、私はやはり、社会として違いを認める、違いを尊重する、多様性を力に変えていくという、そんな社会を作っていくということがまず、大事だと思うのです。そのうえで、きちんと人権規範を作る。そして最後に、移住労働の問題を考えるときは、安部先生がコストのことを指摘

されていたのですけれども、移住のコストをどう考えるかという問題があります。特に日本の場合には、日本以外では話されていない、しかも学ぶのにものすごい時間がかかる日本語という言語を、どういうふうに学んでもらうか。それで、日本語を学ぶということとスキル形成ということが、介護の場合にはかなりリンクしてしまっています。そのためにものすごくコストが跳ね上がるという問題があると思います。例えば、アメリカに看護師として移住したいと思えば、フィリピン人はみんな自分で TOEFL の勉強をして、看護師の試験に受かって行きます。つまり自分でやるのですけれども、日本の場合には、「では、やってね」と言っても、だれもやりません。なので、だれかがその部分を担わなければいけません。先ほどから出ているように、それをしてまで日本に来たいかというとそうでもない、というところを私たちはどう考えるかということです。

「コストを回収する」というところでお話をしたのですけれども、このシステムから利益を得ている人はたくさんいるわけです。そして、介護のスタンダードを守りたいと思っている人たちも、たくさんいます。介護というのはものすごく大きな業界で、一つの産業だし医療とも連携している分野なので、移住のコスト、スキル形成に関して、きちっとした共通の土台をみんなで作っていくという、外国人労働者をこういう形で受け入れて、こういう形で育成しようという、ある意味コモンズ作りのようなことが重要ではないかと思っています。

もう一つの質問は、EPA による受け入れを増やすこと……EPA を拡充することがいいかどうか、ということです。

これもコストの問題を考えたり、帰国してしまうということを考えるとなかなか難しいと思うのですけれども、EPA で来た方達は本当によく勉強し、とても優秀なので、その方達が後輩の指導に当たるということで、いわゆる移住のコストというのがどんどん下がってくる。彼らが経験を伝達していき、受け入れのときのキーパーソンになっていく。すでに EPA の人が面接に行くというような形で、いいサイクルができているところもたくさんあります。そういう形でいい受け入れを進めていくということかと思っています。

（水溜） どうもありがとうございました。最後に、登壇者の皆様に一言ずつ、今日のシンポジウムについて感想を頂きたいと思います。なお、先ほど提出していただいた質問票の中に「希望する回答者」のお名前が書かれていなかったものがあります。質問の内容は、「すべての人にとって住みやすい社会にするには、どうしたらよいでしょうか」というものですが（笑い）、できましたら、この質問についても一言お願いできればと思います。

また、先ほどの講演者からのリプライに対して、コメンテーターの方から改めてコメントがありましたら、そちらについても併せてお願いします。

では、コメンテーターの館田先生からお願いします。

（館田） ありがとうございました。私の漠然とした質問にも丁寧に応答していただき、大変勉強になりました。

先ほど、国内の人権機関がないことや人権侵害の問題などがいろいろと出されて、法律家が人権問題として取り組む余地はたくさんあるということを、改めて認識しました。例えば、技能実習生への賃金未払いやハラスメントとか失踪などのネガティブなニュースが大きく取り上げられたりしますが、そういった場合に、労働組合や弁護士、あるいは民間の団体などで支援しているところもあります。そういう情報がもっと共有できると監視機能の一端を担うこともなりますし、本当に困った人が駆け込める

ようなところが共有されれば、日々安心して暮らせるのではないかと思います。実際、法的対応が必要になったときの支援の態勢を、もっと整えていく必要もあるし、その情報を発信していくということも大事だと思いました。

「すべての人にとって住みやすい社会」というのは、すでに皆様言われているとおり、尊厳を持って他者に接するということだと考えます。異なる土地から異なる文化を持って日本にやってきて、それでも日本の中でそれなりに溶け込んで暮らしていこうという人たちに対して、同じ日本社会の一員なんだという意識で接することは重要だと思います。もちろんこれは、移住労働者だけではなく、日本社会を構成するすべての人たちについても言えることですが。

それから、私の専門に引きつけて言いますと、日本国憲法では 13 条で「個人の尊重」を謳っていて、これは、日本には多様な人々がいることを前提に、それらすべての人々がそれぞれ個人として尊重される存在であることを意味しています。条文では「すべて国民は」となっていますが、憲法に言う「国民」とは必ずしも日本国籍を持った人に限られないというのが通説判例ですから、外国人も当然含まれると考えるべきです。最近は多文化共生社会という言葉もずいぶん浸透してきた感がありますし、教育現場でも取り入れられていると聞きますが、憲法にいう個人の尊重は「思いやり」とか「心がけ」という個人の道徳的レベルではなく、国家に向けられた規範的レベルの話ですので、日本に受け入れた移住労働者についても同様に個人として尊重される施策が国として必要だと思います。

（安部） 私自身に関して言うと、経済学の中でも「移民労働」というのは非常に大きな研究分野ではあるのですけれども、今日はとても新鮮だと感じたことがあります。特徴的だったのは、ケアの連鎖というところです。移民の家事労働者が先進国に行って、そこで家事労働をする。しかしその人の家族はまた、例えばフィリピンでほかの人を雇い、そこでまた家事労働のアウトソーシングが行われているという点は、とても新鮮といいますか、知らなかったことです。先進国で雇われているということがそういうチェーンを作り出していて、いいことなのかどうなのか……ひょっとしたら先進国の富がそうやって、賃金の低い国へトリクルダウンしていくというういい側面もあるのかどうか。いや、「そんなのきれい事だよ」というような意見もあるとは思いますけれども、知らなかったのでとても新鮮でした。

それから、「すべての人が安心して暮らせる」ということに関してですが、理想の高い目標に対しては、具体的な方策を示すことは難しいと思います。今現在、われわれがいるところからどういう方向にどういうことをするのか、できるのか、が重要ではないかと思っています。ちょっと抽象的なことを申したのですが、例えばここにいらしている何人かの方は北海道で技能実習生の調査をされておられて、そういうところから私も本当に多くのことを学ばせていただいています。例えば、地理的にけっこう隔離されたところに技能実習生の方々がいます。そうすると日本人は、なかなか接点を持てるわけでもありません。これだけの人数の外国人がいる、という統計は確かにあるのですけれども、実態が分かっていないわけです。

そして、理想論かもしれませんけれども、私がこれからやっていきたいと思っていることは、例えば大学生のような若い世代に、注意を払わないとアウトリーチできないところに行って、ないしコンタクトを取って、そういうところを知ってもらうようにすることです。すなわち、それが日本の全体像なのだ、北海道の全体像なのだということを知ってもらう。私自身ももちろんですが、北海道の経済のどこにどういう労働があるのか、そういうことに知見を深めていかなければいけないと思っております。

（小川） すごくいろいろと言いたいことがある気はするのですけれども、一つだけにします。やはり、私

たちが持っているナショナリズムの問題をどう考えるのか、ということがあります。技能実習生に対する扱いを見ていても、日本人にはしない扱いを平気でできるというのは、彼らが「貧しいアジアから来た、外国人労働者だから」という、ラベリングみたいなものがあるからだと思います。一方では「外国人人材」とか「特定のスキルを持った人たち」と持ち上げながら、もう一方では「貧しい国から来ている」というカテゴリーに落とし込んでいくわけですが、そのように私たちが持っている、カテゴリー、偏見、ステレオタイプ、そしてナショナリズムそのものを問い直していかなくてはいけません。もはや、「だれが日本人か」という問いに対する答えは、分からないわけです。外見では判断できない、国籍だけでも判断できない時代に生きている中で、私たちはアジアの人たちと共に生きていく、共に未来を作っていくのだという、向き合い方というかコミットメントが一番必要ではないかと思いました。

（小ヶ谷） 私にとってこのテーマは、研究を始めた頃の問題意識に立ち戻らせてくれるものでした。このテーマはとても難しい、ということが再認識できました。たくさんの刺激を頂きました、ありがとうございました。

先ほどの「すべての人にとって住みやすい社会とは」というのは、本当に大きな命題です。小川先生が言われたように、「アジアの人たち」という意味でいいますと、私自身若いときに、フィリピンの人たちにいろんなことを教えてもらいました。母親みたいな人が何人かいるのですけれども、そういう人たちに、向こうでの調査などいろんなことで、もしかしたら大学の指導教員の先生よりもいろんなことを教えてもらった気がします。そんな関係もあって、いわゆる労働者の出身社会から私たちが学ばなければいけないことがたくさんある、と思っています。そういうことも含めて、他者への想像力とか、どんな出身の社会や階層であっても、対等である、平等である、ということを ―― 実現するのは難しいのかもしれませんが ―― 目指し続ける、そういうことが社会科学の領域にいる人間にとっては根本的にすごく重要なことではないかと、改めて思いました。

（伊藤） 小川さんが言ったことに、私は大賛成です。最近、私も還暦を越して、キャリアがあと何年みたいな感じなのですけれども、つらつら思うに、日本社会は今、貧困層が大きくなっています。かつては「総中流社会」などと呼ばれていて、そういう社会の中でのジェンダー、すなわち男性が稼ぎ主、女性が被扶養者、主婦という社会できたのですけれども、今はそうではありません。そうではない中でも専業主婦への幻想が非常に強い、ということが書かれている、周燕飛さんの『貧困専業主婦』という面白い本が最近出ていますので[1]、ぜひ読んでいただきたいと思います。貧困であるにもかかわらず専業主婦を指向してしまう、上野さんの素晴らしいキャッチフレーズによると「主婦の呪縛」というのが、ナショナリズムの呪縛と同時に、非常に強い社会に私たちは生きているということを痛感します。特に、大学教員の私のように中産階級出身の人間が想像できないような現実が、どんどんこの社会の中で進んでいると思います。大学まで来る学生さんというのはやっぱり、階層的に同じような傾向があると思います。だから、最後の質問について言えば、自分とは育った環境が違うところにいる、日本社会のさまざまな背景を持った人たちに ―― 理解できるかどうか分からないけれども ―― 出ていって積極的に接触を持つことは、絶対的に必要なことではないかと思いました。

あと一つは、ナディさんの本を、ぜひ読んでいただきたいと思います。ナディさんは「イラン系日本人という自分のアイデンティティを、ぜひ受け入れていただきたい」と言っているので、私も、そういうこ

1　周燕飛『貧困専業主婦』新潮社、2019 年。

とを受け入れられるような社会になってほしいと思っております。

（水溜） どうもありがとうございました。（拍手）

まとめ・閉会

（水溜） 本日はお忙しいなか、公開シンポジウム「国際労働移動とジェンダー」にご参加いただきまして、心より感謝申し上げます。大変密度の濃いシンポジウムとなり、主催者として大変うれしく思っております。今日のシンポジウムは２月頃から企画を立て始めて、さまざまな準備を経て今日の日を迎えました。このシンポジウムを成功させるために、裏方でサポートしてくださったスタッフの皆様、本当にありがとうございました。また、はるばる遠方からお越しいただき、大変刺激的なご講演を下さった伊藤るり先生、小ヶ谷千穂先生、小川玲子先生、コメントを下さった館田晶子先生、安部由起子先生、本当にありがとうございました。ここで、もう一度大きな拍手をお願いします。（拍手） それでは、これにて終了いたします。皆様、お気をつけてお帰りください。

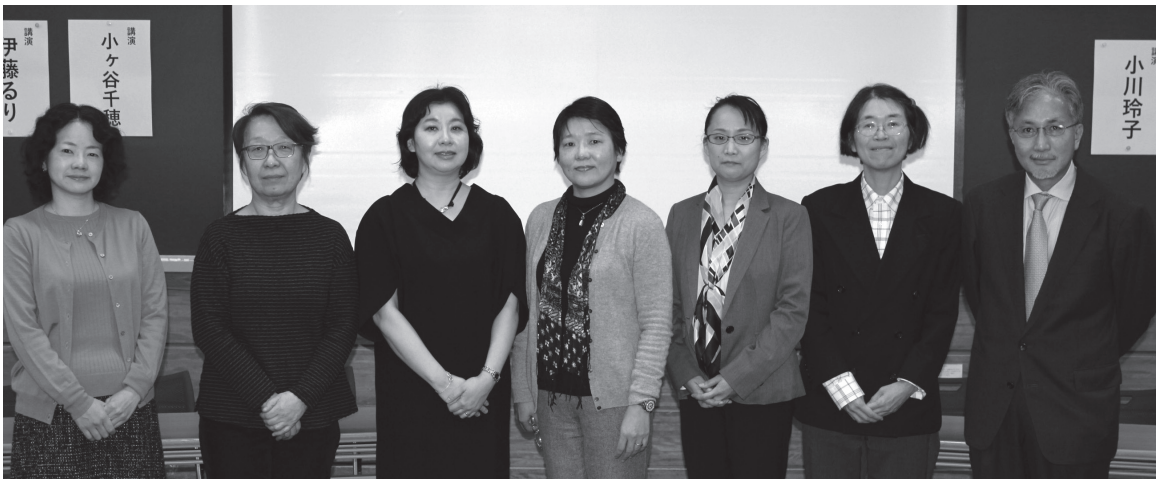

左から水溜真由美、伊藤るり、小ヶ谷千穂、小川玲子、館田晶子、安部由起子、瀬名波栄潤（敬称略）

公開シンポジウム
「国際労働移動とジェンダー」記録

発行　2020 年 3 月 31 日

編集：北海道大学大学院文学研究院
　　応用倫理・応用哲学研究教育センター
編集責任者：水溜真由美
　北海道大学大学院文学研究院准教授・
　同応用倫理・応用哲学研究教育センター運営委員

©2020 応用倫理・応用哲学研究教育センター

ISBN 978-4-9907888-6-5

〒 060-0810
北海道札幌市北区北 10 条西 7 丁目
北海道大学大学院文学研究院
応用倫理・応用哲学研究教育センター

E-mail：caep@let.hokudai.ac.jp
URL：http://caep-hu.sakura.ne.jp/
Twitter：@ caep_hu